

平成 28 年 3 月 11 日（金曜日）

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録
（第 1 日 目）

平成28年予算審査特別委員会第1日目

平成28年3月11日（金）

出席委員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代表監査委員 渡 邊 敬 子
総務課長 中 山 進	監査事務局長 高 橋 明 彦
まちづくり課長 沼 澤 繁 夫	農業委員会会長 加 藤 勝 義
税務福祉課長 矢 作 めぐみ	農業委員会事務局 長 沼 沢 弘 明
産業振興課長 沼 沢 弘 明	教育委員長 太 田 二三男
地域整備課長 伊 藤 幸 一	教 育 長 齊 藤 涉
会計管理者 結 城 恵 美	教 育 次 長 叶 内 範 夫
総務課財政管財班長 小 野 芳 喜	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高 橋 明 彦	主 任 石 川 忍
----------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午後 3 時 1 0 分 開会

委員長 ただいまの出席委員は 9 名です。定足数に達しております。ただいまから平成 28 年度予算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

ただいま平成 28 年度一般会計外 6 特別会計の予算審査特別委員会の委員長に選任されました奥山でございます。精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点が多々あるかもしれませんが、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごと審査する方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法でお進めしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議案第 2 2 号 平成 2 8 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 2 3 号 平成 2 8 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 2 4 号 平成 2 8 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 5 号 平成 2 8 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 2 6 号 平成 2 8 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 7 号 平成 2 8 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 8 号 平成 2 8 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第 22 号 平成 28 年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第 23 号 平成 28 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 24 号 平成 28 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第 25 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 26 号 平成 28 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上 7 会計の審査を行います。

議案第 2 2 号 平成 2 8 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に議案第 22 号 平成 28 年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。一般会計歳入について読み上げ説明をお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。14 日は午前 10 時より開会します。9 時 45 分まで、ご参集ください。

これにて解散といたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 3 分 散会

平成 28 年 3 月 14 日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第 2 日目）

平成28年予算審査特別委員会第2日目

平成27年3月14日（月）

出席委員（8名）

1番 伊藤 欽一	5番 奥山 謙三
2番 小国 浩文	6番 斎藤 好彦
3番 石山 和春	7番 佐藤 広幸
4番 佐藤 勇	8番 叶内 富夫

欠席委員（1名）

9番 加藤 憲彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代表監査委員 渡 邊 敬 子
総務課長 中 山 進	監査事務局長 高 橋 明 彦
まちづくり課長 沼 澤 繁 夫	農業委員会会長 加 藤 勝 義
税務福祉課長 矢 作 めぐみ	農業委員会事務局 長 沼 沢 弘 明
産業振興課長 沼 沢 弘 明	教育委員長 太 田 二三男
地域整備課長 伊 藤 幸 一	教 育 長 齊 藤 涉
会計管理者 結 城 恵 美	教 育 次 長 叶 内 範 夫
総務課財政管財班長 小 野 芳 喜	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高 橋 明 彦	主 任 石 川 忍
----------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時00分 再開

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。なお、質疑につきましては、ページ、款、項、目を明言し、簡潔にお願いします。質疑される方は挙手をお願いいたします。

6番 おはようございます。よろしくお願いします。

歳入、14ページの6-1-1地方消費税交付金7,600万円計上になってございますが、前の資料を見ますと、平成26年度で実績収入済額で5,700万円ほどしかなくてございませぬが、約2,000万円ほど増額になってございます。この根拠は何でしょうか。

総務課長 消費税につきましては、昨年の4月から8%になっておりまして、その前までは5%というふうなことであります。それを国のほうから町のほうに配分になるわけですけれども、8%になったというふうなことで、景気もよくなったところもありますけれども、来年度のについては、それらも勘案して、29年度から一応10%に上がりますけれども、その8%分を勘案して一応7,600万円ほど計上をしているというようなことになります。

6番 はい、3%分はわかるんでございますが、この、何て言いますか、突っ込んで申しわけないけれども、2,000万円を5から8になった、この3%分を、この2,000万円をどうやって算出したのかなと、そのあたりをお伺いしたいなと。

委員長 暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

委員長 再開します。

総務課長 消費税の動向というのは、消費があつて初めてその区分がされるわけですが、ちょっと不透明な部分もありますけれども、来年度については、今年度の今現在入っている収入が7,571万7,000円というふうなことでございます。これに3月分等が入れば7,600万円をクリアするわけですが、大体同じぐらいの、去年の4月からなっているので、28年度も同額程度見込めるのではないかと、景気も少し上がっているというふうなこともあつて、7,600万円は実質収入分として見込めるのではないかと、このふうな考え方で計上しております。

6番 はい、わかりました。そうしますと、この2,000万円の具体的な何か掛け算をして2,000万円が出たのではなくて、27年度の実績がもう7,600万円だと、来年もこれくらい来るんじゃないかということに積算したということですね。わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

4番 26ページ、17款1項1目ふるさとづくり応援寄附金6億円、今、昨今、すごく話題になっている寄附金ですが、ある見方の方から見れば、この寄附金大変有利に町で使う寄附金になっている反面、ひとり勝ちではないかという見方をする方もおられる中です。先般の現委員の議会の前の説明会のときに、この伸びている理由に関して総務課長のほうから、まあ、いろんな理由があつて伸びているというふうな形で、ちょっと濁った形の説明があつたわけですが、今回、このふるさと応援寄附金を改めて推進していくに当たって、どのような形をとっていかうとしているのか、改めてお伺いします。

まちづくり課長 ふるさとづくり応援寄附金につきましては、6億円というふうなことを見込んでおりまして、今年度の実績6億円を現在も超えておりますので、来年度もこの金額は何とか大丈夫であろ

うというふうなことで見込んでおります。

これが伸びた理由につきましては、米関係の商品ということで、一般質問に関しても町長のほうから答弁させていただきましたが、28年度につきましても、この米関係商品をやはり主力に頑張っていきたいというふうに思っております。非常に人気が高くて、現在非常に品薄というふうなことでなっておりますが、先行予約というふうな手法をとりまして、28年産米については、既に予約を受付しておりますので、非常に今のところも好評でありますので、何とか6億円はいくだろうというふうに見込んでおります。

4番 ちょっと質問の趣旨が伝わらなかったのかなと思いますけれども、まあ、予定どおりぜひ伸ばしていただきたいと思います。

今現在、ふるさとづくり公社、これ商工会で立ち上げたというふうな形になって、今あそこに業務委託というふうな形になっておろうかと思えます。物産センターとともに管理を業務委託をしているというふうな形かと思えますけれども、以前にいろんな、ちょっとパソコン上での事故がありながら、対策をもってしっかりと形をつくってやっていかなければいけないと。

もう一つは、それを企業にして、一つの会社にして、独立した形の中でしっかりと町に定着をしていただきながらやっていけないだろうかというふうな考えもあったかと思えます。しかしながら、その中身として商工会で立ち上がったものであるから、例えば我々がじゃあ年間のその6億円の中身の収支の内容、収支というか、要するに、米がいかほど、ほかのものがいかほどで、どのくらいの基金が、どのくらいの費用がかかって、費用の分散的なものは、仕入れから始まってどうなのというものを数的に示していただけるかなというふうな形なんですけれども、それはできるでしょうか。

まちづくり課長 費用的には細かい資料示せとなれば、それはお示しはできますが、基本的な考えとしては、例えばですが、6億円歳入が見込めると。そこで、まちづくり公社、それから手数料、それから返品は約半額ですが、郵送料、そういったもろもろの諸経費を引いた後の純粋な残るもの何ぼというようなことについては、3割が残って、それは基金積立のほうに回したいというふうなことで予算は組んでおりますが、まちづくり公社の中身の、その詳細というふうになれば、現在手元には給料幾らとかというふうなことはありませんが、そこは、示せとなればそういった資料を徴してお示しはできるかなというふうに思います。

4番 ぜひ、できる範囲でその数字を示していただければ、後でペーパーで示していただきたいというふうな思いが強くなります。町の予算の、今回のこの予算の中にも、もうきめ細かくこの予算、寄附金を配分しながら予算を編成されているようですけれども、今現在、農家にこの米885トンという、俵数にすれば1万4,000俵近くになります。舟形の米の1割を超える米です。1割を超える米をこのふるさと納税で扱っているという形の中で、できれば、一般質問でも言わせていただいたように、しっかりと形の中で使う、お客さんをつかむ、町をPRしていきながらやはり生産者のほうに、できればこの前言ったように、小規模でしっかりと町の農地を守ってくださっている農家の方々へ還元できるような体制をしっかりとつくるべきではないかと強く思うわけです。1万4,000俵を統制して出荷する作業に関しては、しっかりとした手当は残るけれども、それをつくった農家にはもう少し還元できるような形をつくるべきではないかと強く思いますので、最後、町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

町長 はい、佐藤議員の言われていることについては、そのとおりだと思いますので、その還元する方法等々について農政班、それから産業振興課、まちづくり課の担当者、それからまちづくり課の人としっかりと話をしながら、どういった形でそれが還元できるのか、今現在JA新庄もがみさん、それ

から万世商店さん、それから大場惣吉商店さん等々のかかわりもございますので、それらとの調整をしながら、何とか早いうちに還元できる方法を検討していきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

2番 今、佐藤議員の関連質問になりますけれども、このまちづくり公社などで、ことしもやるということだということなんですけれども、商工会という形になるのかなと思いますけれども、その中の返戻品に当たる手数料、当然発生するわけですね。その辺を、本当に透明、正大にちゃんときちっとしたもの、何かいろいろ噂も飛んでいますので、町民の中では、そういうものに答えられるような中身を開示できるようなものにしていかないと、名前だけ、名義だけ貸して手数料が入っているという噂も飛んでいますので、絶対そういうことのなく、ますますこれからふるさと納税応援基金が伸びていくと思われまいますので、少なくなる可能性もありますけれども、そういう観点からも何としても任せっ放しでなく、やはり町としてそこはきちっとかかわっていくべきだと思いますので、そのことについてお伺いします。

まちづくり課長 まちづくり公社への手数料は、契約というふうなことで覚書ということで交わしております、寄附金の半分がポイントというふうなことで付与されるわけですが、そのポイントの5%というふうな手数料をお支払いすることになっております。ただ、当初6億円というふうなことでは見込めなかったものですから、その後、非常に5%ということでは額的には大きくなりますので、その後話し合いによって今年度は1,000万円で打ち切りだというふうなことで双方の合意のもとでやっています。それで、いろいろな話があつてというふうなことなんです、私どもが、なかなか町職員だけではできない事業を民間のほうに移行しまして、それで民間活力をというふうなことでも趣旨もありますが、先ほどの話にあつたように、いろんな情報漏えいとか、いろんな万全な対策をやっております、ポイントの管理、それからお客様への対応とか、本当にきめ細かい、本当に大勢の方への対応をしていただいておりますので、商品の発送もそうです、それですので、手数料についてはそれだけの労力がありますので、見合った手数料かなというふうに考えております。ただ、その中身を全て公開しろというふうなときに、果たしてどこまでというところが一つあります。というのは、民間企業のほうにそういうふうな趣旨で委託して、お願いしておりますので、あとはその手数料で民間の企業が事業をやるというようなことについては、なかなか我々がそこに介入できるというふうなのは限られておるような気がしますので、できる範囲の中で資料は徴したいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、16ページ、17ページの12款2項の認可保育所負担金の約3,000万円というところの質問をいたします。今年度、昨年度あたりからでしたっけか、保育料の2分の1の負担を和らげるといふ政策を進めてきたというふうに思いますけれども、この金額が約、各年度とも3,000万円と金額の移動がないので、こういった徴収方法なり負担の軽減なりをされているのか質問いたします。

税務福祉課長 こちらの認可保育所保護者負担金につきましては、保護者からいただいている保育料の相当分の金額になります。それで、先ほどのほほえみファミリーサポート給付金、こちらにつきましては、ことしは一般財源というふうな形で歳出のほうの65ページの支出のほうで出ているというふうな関係で、一旦歳入でいただいた金額を毎月、毎月、実績に見合った金額を3歳から5歳の保護者のほうにその半額をお返しするというふうな仕組みとなっております。以上です。

7番 そうしますと、3歳から5歳までの方々のお金は、満額一旦もらって、後で半額をお返しすると、こういうふうなことだというふうに思うんですけれども、保護者からの声では、非常に幾らでも返ってくるのは大変ありがたいと、半額負担になっているのはありがたいという声が聞こえてきています

ので、効果は出ているというふうに思います。

もう一つ、この中で、行ってこいのこの事務量ですね、職員側からのほうの事務量がやっぱり以前よりは多くなっているのではないかと、そういうふうに見えるわけですが、実際のところはその事務量、今までは集めて集計するだけでよかったのが、今度は返して振り込みをするという事務量について、何人ぐらいの方々かかわって、どうですかね、事務量的にどのぐらい多くなっているのかなということを懸念するわけですが、質問いたします。

税務福祉課長 この支出のあり方につきましては、昨年、地方創生事業交付金のほうでいただいた関係で、やっぱり歳出のほうで支出しなければというふうなことで、このような交付をしたわけですが、今言ったように、職員の事務量的なことから言えば、歳入のほうで半額にするというふうな方法もありますので、そちらの方についてはこれから検討をしていきたいというふうに思います。

あと、事務量につきましては、システムを使った形で算出をしているというふうなことで、正味2日というふうなことの検討かと思います。

7番 正味、その事務量的には1人が2日、2人が2日なのかちょっとわかりませんが、要するに町長に申し上げたいんですけれども、一つの政策を実行しようと思ったら、こういった形で事務量がどんどんふえていくというふうに思います。新しく町長になられて、これからどんどん政策を進めていくと思うんですけれども、やっぱりこの事務量が多くならないような、やっぱりシステムをつくっていくべきだというふうに思います。これは法律にもやっぱり最小の経費で最大の効果を上げていくと。それが最大の経費をかけて最大の効果を上げたのでは、やっぱり意味がないわけですので、そこら辺のところをこういった保育料も含めて、そういったところの見直しを町長はどの程度考えて政策を進めていくつもりなのか、質問いたします。

町長 税務福祉課長が申し上げましたとおり、昨年度のやり方につきましては、ふるさと創生交付金事業というふうなことで財源があったために、それを歳入で受けて歳出で出すというふうな形だったものですから、歳出のほうにも当然上げなければいけなかったと。ところが、28年度についてはそれが該当しないというふうなことになりまして、ただやはり行政の継続性というふうな部分で2分の1の補助を昨年から実施したわけです。私がかかわったからといって、そのことを継続しないというふうなこととの選択にはならなかったものですから、それを継続するというふうな形になります。

あと、今言われましたとおり、事務の効率化というふうな部分の中で、やはり県内一職員数が少ないというふうなことでありますので、事務の効率化は佐藤議員がおっしゃられるとおりだと思います。今現在、その認可保育所の保護者負担金のあり方、例えば負担金をいただくときに2分の1にというふうな形でできるのかどうか、そこら辺のその負担金の法律等々に基づいて、それが可能であれば歳出の補助金という形ではなくて、この負担金の軽減という形のものができるのであれば、そちらのほうにすれば佐藤議員のおっしゃられるとおり事務の効率化が図れると。職員もいろんな業務のほうに多数、持っているところが多いものですから、できるだけそのような形にしたいと思います。とりあえず、まず認可保育所の保護者負担金等々のあり方についてちょっと検討させていただいて、いつの地点でそういうふうな形に直せるかどうかも含めて、検討をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

4番 質問が間違っていたらとめてください。今と同じ款・項・目の中で質問させていただきます。やはり経費削減のためには、出して引くじゃなくて半分もらえば一番手っ取り早いかなというふうな思いがありますけれども、一昨日資料を渡された中で、この認可保育所の2分の1軽減、カラー冊子で資料いただきましたけれども、あそこでは2段階、舟形町では下段のほうの、上の子が小学校に上が

ったら基本的に2分の1には該当にはならないよというふうな状況になろうかと思います。上の方の段階、幼稚園タイプのほうは、小学校の4年生までいても下は2分の1になるという体系が持っておるわけです。町長は今回公約の中で、病時・病後保育というふうなことを打ち出しておりましたけれども、やはり今国でもしっかりと子供を育てようという、大学までの授業料を免除しようかみたいな形の中でしっかりと動き出しているんですけれども、やはり若者、低所得者がやっぱり保育料ってすごく大変なところなんです。まあ無料とはいけば一番いいかと思いますが、今言ったように、上の子が小学生に上がっても、下の子が2分の1に該当できるようなスタイル、要するに舟形バージョン的に、そのカラーの冊子の上のタイプ、できればというような形。今の世情で行くと、子供のつくりかたも、1人をつくって、ちょこっと離してからまたつくるというふうなタイプが多々あるかと思いますが。そういう中で、一子、または二子いても、なかなかこの恩恵に当たらないというふうな方が多いかなというふうな感じがすごくしているわけです。そういうふうな形の中での見直しもししっかりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

税務福祉課長 ただいまの質問につきましてですが、保護者の利用負担金については、国庫、国に準じた軽減というふうなことで、幼稚園の一号認定につきましては、上限が兄弟のカウントというふうなことで、それが小学3年生以下というふうになっているんですけれども、二号、3号の保育所に係る分については、同時入所で就学前のカウントになっているんです。私どものほうではその軽減を3歳以上5歳まで2分の1というふうにしていますけれども、それを単独で市町村によってはその兄弟のエリアを、上限を、兄弟が3人いて多子世帯をどこから見るかといったときに、小学生、あるいは中学生、兄弟いる中のカウントをとしているところもございますので、検討する余地はあるかと思いますが、今後ちょっと考えていきたいというふうに思いますが、今のところ私どもについては、軽減については2分の1助成というふうなことで考えたところでございます。

4番 今、大変力強い言葉かなと思ったけれども、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。小学生、中学生まで上の子が大きい子がいても、下の子が保育園であれば見れるような形を幅広く、まあ国に準じてという言葉もありましたけれども、町の単独的な考えでしっかり子育てをする町づくりをするためには、そういうところに力を強く入れていただいてもraitai。町独自の考えでやって、進めていただきたいと思います。

今言われた昨年度、26年度から27年度にかけての1年間これをやったわけですが、26年度までは所得税に応じて保育園の費用が変わっていくというような形を、それを27年度は2分の1でもありますけれども、市町村町民税の額に応じた価格で費用をいただいているというような形になっております。前回の、ともに7段階ですが、前のタイプでは7段階のどこの層が一番多かったのか、そして今回は、改定したことによってどの層の段階の保護者というか、対象者が多くなっているのかというところをお聞きしたいと思います。

税務福祉課長 申しわけありませんが、ちょっとそこまで資料持ってきていないので、ちょっと後ほど紹介したいというふうに思います。

委員長 休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時38分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 ただいま担当のほうで積算しているところですので、もうしばらくお時間をいただきました

いというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

6番 それでは、24 ページ、15 の 2 の 10 市町村総合交付金、前年対比で 700 万円ほど減額になってございますが、この県単の補助金でございしますが、700 万円というのはちょっと額的に大きいので、28 年度事業が少なくなったのか、そういう事業の申請じゃなくて、もう向こうからばちっとこれしか来ませんよという仕組みなのか、そのあたりをお伺いします。

総務課長 県の総合交付金については、ルールがありまして、項目が全て決まっております。その項目についてこちらのほうから基礎数値を出して、それで合計額が来るというふうなことになりますけれども、来年度については新幹線の新庄延伸に伴う借入金への負担金と、工事関係の町のほうで工事をした部分についての償還関係が終わるというふうなことで、その分が一番大きく減るというふうなことになります。

6番 そうしますと、この新幹線は、まず新幹線のほうですが、それは今年度、来年度で終わる、28 年度で終わるんですか、償還というのは。

総務課長 本年度で終わりますので、28 年度のこの予算にはその分が削られるので大きく 700 万円減というふうになっているというふうなことでございます。

6番 新幹線ちょっとわからなかったので申しわけありません。この交付金のこの制度の冊子見ると、その新幹線も含んでいるのかもしれませんが、市町村が弾力的に資金の使途といいますか、何でも使えるような県単の補助だというふうに書いてございますが、その新幹線云々じゃなくて、もっとさまざまな事業こっちでやりたいよと県に申請をして、それが採択にならないからその 700 万円は、新幹線わかったんだけど、この程度におさまってしまったのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

総務課長 県の交付金の対象事業というふうなものが決まっております、その事業で実施をした場合について、それが交付金の対象になるというふうなことでございまして、町のほうでいろんな事業取り組みで、それについて補助金を交付してくれというふうな趣旨のものではなくて、項目が決まっているというふうなことでございます。例えば、納税組合のほうが町のほうで組織されている場合については、それらについての金額がその交付金の対象の基礎数値に上がるとか、社会的移動人口の調査事業について幾ら幾らとか、そういったことで項目が決まっているものについて、その事業したものに対して県のほうでは面倒を見るというふうなことでございます。

委員長 ほかにありませんか。

2番 23 ページの 2 款の老人クラブ運営補助金について、ちょっと中身わからないので申しわけないですけど教えていただきたい。

税務福祉課長 老人クラブの活動費に対しまして、運営費も合わせてなんですけれども、県のほうから補助金をいただいております。そちらのほうの金額になるかと思っておりますけれども、積算の内容といたしましては、舟形のほうには老人クラブ 15 クラブあるんですけれども、28 年度に船形の老人クラブが再編成されるというふうなことで、16 クラブの 1,750 円掛ける 12 カ月分、その 3 分の 2 の助成額というふうな内容のものと、あとは 1 人当たりに換算した金額の積算根拠を合わせまして、22 万 4,000 円足す個人分の 11 万 8,000 円を合わせて、34 万 2,000 円の予算を計上しております。

2番 ありがとうございます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、舟形本町で老人クラブがないということで、その方々が大変危惧されまして、しかしきのうようやく発足したわけですが、これから申し込み等かけますけれども、やはり活動資金というものが今現在頓挫したもので、ちょっと内容的にわからないというご相談を受けましたので、これからその点についてもご相談しな

ければならないと思っておりますけれども、やはり住みたくなるまちづくりということで町長もこの町に対しての思いもあらうと思しますので、元気なお年寄りを何年でも、1年でも2年でも長くしていくというのは、やっぱりそういう活動を通して親睦を図っていただきたいと思いますので、その辺の助成に対しても今後ますます少し人数的にもふえてくると思われしますので、その辺も少しご配慮していただければと思いますの、町長その辺の考えは、お願いします。

町長 選挙戦を通じまして、老人クラブの方々とお話することもございまして、やはり組織に加入するお年寄りがいないというような中身の趣旨もお聞きしました。なかなか元気なうちは入っていただけないというようなことと、ある程度の年になると「あといいわ」というふうなことの両方の理由で入っていただけないというふうなことがありましたけれども、まず舟形本町のほうで新たに一つの組織ができるということは大変すばらしいことだと思います。まあ老人クラブさんにかかわらず、どのような下支えといいますか、支援ができるのか等も含めて、まずは担当のほうでよく話を聞いていただくことが大事なかなというふうに思いますので、それらを受けまして、単にばらまきとならないような、そういった補助の仕方、どういう支援をすればいいか等を検討した上で対応していきたいというふうに思います。

2番 はい、ありがとうございます。前向きなご発言大変ありがたいと思います。やはり私もそれにちょっと一役を買わせていただいて、人数的にも大したことないだろうという思いできのう行ったわけですが、ところが集まってみたらとんでもない人数が待っていた。自分たちがそういうものにかかわりたいという人たちの名簿も集まってきましたので、今後ますますふえてくるような可能性もありますので、町としても取り組んでいただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

6番 26ページの16-2-1、不動産売払い収入で、宅地売払い収入470万円見込んでございます。これ多分内山とひだまりだと思いますが、今の状況といいますか、状況というのはあとどれくらい区画残っているのかあたりをお伺いします。

総務課長 昨年も質問がありまして、看板等の設置とかチラシの配布を実施をさせていただきまして、昨年内山のほうが1戸売れまして、25年度にも1戸売れて、残りは3戸残っております。ひだまりの部分についても、昨年1戸売れまして、あと残りが1区画というふうな状況になっております。

6番 ひだまりのほうは大体もう1つということでございますが、内山のほうがまだ3区画残っているところです。昨年の対策で看板等設置していただきましたが、もっと何といいますか、ちょっと見てこなかったもので、ホームページとかに載っていますかね。そういう、何といいますか、もっと広くPRしていかないと、集まってこないかと思います。

あと、値段的にずっと、470万円ですと、これはあれですかね、内山350のひだまり120でしたっけか、そういうことでしたか。そのあたりの値段ももう少し見直していかないと、せっかくあそこにつくったわけですから、完売するまでには大分時間かかるんじゃないかなと思うところでございます。今後、対策にもう少し力を入れていただきたいと思います。

総務課長 町のほうでは、ホームページにも載せております。そういった勧誘はしておりますけれども、今後住宅政策というようなことで、例えば転入者については新しく舟形町に来る場合については100万円とか、町内の業者を使った場合については建設費補助等について面倒見ているわけでありまして、ここについてもいろんな補助金等がもらえる仕組みはありますけれども、それにしてもちょっと値段的に高いのかなという部分もありますので、今後検討してまいりますけれども、ただ今まで買収された人との金額もありますので、そこら辺について去年買った金額とことしでは大分違ったと

いうふうなこともちょっと不合理な部分もあろうかと思います。そういったことも踏まえまして、いろんな面で住宅政策も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

4 番 24 ページ、25 ページ、15-2-5、一般質問でもしましたけれども、大変しつこいような質問をさせていただきますけれども、この項目ある中での中段あたりの多面的機能支払交付金事業費補助金並びに、下段のほうの推進助成金とあります。上のほうの中山間の交付金に対して、推進費補助金というのは低いですが、ここの部分は 220 万円推進費に立っております。この事業に対してどのような形で推進をやっているのか伺います。

産業振興課長 上段の交付金については、これは各集落等に入るお金というふうになります。下のほうについては、町のほうに入ってくる事務費等ですが、これには当然見回り等、それから調査等も必要ですので、車の借り上げとか、それから事務費、一般事務費ですが、そのやつ、それから、当然資料等を最終的に報告するわけですが、それらをまとめるための費用というふうな形でここに計上されております。

4 番 舟形町は中山間地域でありますけれども、今回中山間と農地・水、名前が変わって直接支払いというふうな形ですが、今現在舟形町の農地はいかほどあるのか、それで多面的機能のこの補助金は 2,350 万何がしは 19 団体、いかほどの面積であるのか、お伺いします。

産業振興課長 27 年度ですが、中山間地域については 381 ヘクタール、それから多面的については 833 ヘクタール、合わせまして 1,215 ヘクタールというふうになっていまして、舟形町の農地は 1,620 ヘクタールですので、全体の 75.03%がいわゆる中山間と、それから多面的農地というふうになっております。

4 番 4 分の 1、25%の農地がまだカバーされていないというふうな状況であります。先般、一般質問でちょっと紹介事例、前にも町長にどうですべというふうな形で提案した地域、あれは地域を活性化するためにしっかりとした形で使われているわけです。要するに、農家が使うわけではなくて、地域全体で使うという形、要するに、会社を卒業されたリタイヤの方等々、元気な方多くいられるわけです。草刈り機械とかスコップをたがいて仕事に行って手当をもらうというふうな使い方、田んぼのころは個人の田んぼの水をせきとめるだけではなくて、地域全体のものであるというふうな形で自分の田んぼのこれを刈ろうが、他人の田んぼを刈ろうが、要はそれを関係なくして地域で全体で農地を守っていくんだという取り組みを広域的にやっているわけです。今、100%この事業を、さらには 3 段階、4 段階であるこの中身をしっかりと計画して取り組むと、この二千数百万円の恐らく 2 倍、もしくは 3 倍の費用を捻出することが可能だと思います。推進費 220 万円も来ているんです。これをしっかりと使いながら推進していったって節約するべきだと思います。ぜひ今後しっかりと計画して、推進して、広域活動の実現に向けてしっかりと町に国から予算を引っ張る勢いで取り組んでいただきたい。

産業振興課長 全体の今 75%というふうな話をしました。この 75%というのは、中山間地域、それから多面的機能支払交付金のエリアをそれぞれ分離して管理していただいているというふうな形の面積というふうになります。前の佐藤議員からお話があったように、ダブリの面積をあってもいいんじゃないかというふうな話も中にはあったわけですが、それについては今その集落の中でもなかなかそれを管理して、一緒にまとめて管理するのができないというふうなこともありますので、とりあえずはこんな形を今とらせていただいているというふうなことでございます。

推進費のほうの有効に利用というふうなことも今言われましたので、推進費については先ほどから申し上げたように、事務費、もちろん時間外等もここは入るわけですが、そんな形で書類を作

成しながら幅広くほかの地域の方が利用しやすいような計画づくりについても指導してまいりたいというふうに思います。

4番 法整備化された制度であります、ふるさと納税と同じくしっかり取り組めば町にちゃんとした交付金となって来るわけです。ぜひ拡大する意思を持って確実に、着実にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 19ページですけれども、1項の3番多目的グラウンドの使用料、これゼロになっておりますけれども、使用状況はこれどういうふうになっているのでしょうか。

産業振興課長 この多目的グラウンドについては、今ある温泉の下のグラウンドというふうになっています。現在、夜間照明がついている状態にはあるんですが、なかなかこれまでの利用等を勘案しますと、それについては電気料をかなり消耗している関係もありまして、一応今のところはその夜間照明を使用しないというふうな形になっているものですから、それらによって利用されていないというふうなことがあると思います。ただ、いろいろな方がサッカー、子供等を中心とするサッカークラブのほうも平日、日中しているわけですが、当然減免の措置もありますので、その辺を勘案しますとこの数字を一応 で1,000円だけ置いているというふうな形です。

3番 夜間利用されていないから使用料がゼロだと。日中は減免されているというふうなことなんですけれども、この料金体系というのはどういうふうになっているんですか、

産業振興課長 これは町の使用料条令に基づきまして、それぞれその条例に基づきまして使用をいただいているというふうな形でありますけれども、実質その都度、資料はちょっと今持ち合わせていないので、そのことについては詳しく申し上げられませんが後ほど提示したいと思います。

3番 これ使用されていないということになりますと、町ヘゲートボール協会のほうからゲートボール場の設置の要望があるというふうなお話を聞いております。この辺のところは考えておられないわけですか。

産業振興課長 ゲートボール場等については、温泉のほうにもグラウンドゴルフができる道路を挟んで向かいのほうにもゲートボール場がありますので、そのゲートボール場でいろいろな大会等も行っているというふうなことなので、その下のほうの多目的グラウンドまでの話については今まで伺っていないというふうなことです。

委員長 休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

委員長 再開します。

そのほかにございませんか。

2番 19ページの5項かな、B&G海洋センター使用料についてお伺いします。

この数字を見ますと、かなり安いのかなという思いがありますけれども、他町村からもかなり使用していただいているようなんですけれども、運営的に今後今の使用料の体系で頑張っていくつもりなのか、もしかして見直しも含めて考えているのかお伺いします。

教育次長 B&G海洋センターの使用料につきましては、現在のところ見直しの予定はございません。今年度、新庄市の体育館が改修工事やっているということで、若干利用は伸びているんですけれども、現状のままで使用料は改正の検討はございません。

委員長 ほかにございませんか。

6番 済みません、前に戻って済みません、14 ページでございます。14 ページ、8－1－1 自動車取得税交付金、前年対比で 500 万円減額になってございますが、先ほどの消費税と同じように、27 年度の実績見込みを見て算出したと思いますが、実績は、見込みはどれくらいつかんでおりますか。

総務課長 自動車取得税交付金につきましては、県に納付された金額の 95%の 10 分の 7 を道路の延長とか道路面積で按分されて市町村のほうに交付されるわけですが、その金額がなかなか自動車の売り上げが、消費税が 8 %になってから落ち込んでいるというふうなことで、27 年度について現在までの県からの交付金状況が 396 万 1,000 円に、予算額の半分以上以下になっているというふうなこともありまして、来年度はそれに見合う分を計上させていただいたというふうなことになります。

6番 まあ、見込めないというはわかりますけれども、昨年度を見れば、まずは 400 万円の実績に対して、前年度で 900 万円の予算を計上しているわけですから、約半分しか見られないといえますか、このあたり十分に精査をして、今回 400 万円見ているわけですが、これが 400 万円来るかわからない、前年度からすれば 200 万円ぐらいになってしまうんじゃないかなと予想もされますので、予算を計上する上で十分な精査をして計上してほしいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 ここで、税務福祉課長より 4 番委員に対しての答弁、これこの場でしていただきたいというふうに思います。

税務福祉課長 特定教育保育施設の利用の負担金につきまして、27 年度から制度改正によりまして料金体系が変わっております。その中で、階層につきましては 1 から 7 階層というふうなことで前と同様の階層になっております。先ほどのご質問のその基準の所得の判定に用いる所得税が住民税のほうに課税による内容となりましたけれども、その中で一番多かったところの階層なんですけれども、4 階層で住民税が 9 万 7,000 円以下、この方につきましては 56 世帯というふうになってございます。それから、次に多いのが 5 階層というふうなことで、こちらは 9 万 7,000 円から 16 万 9,000 円以下の所得税の範囲となります。こちらが 33 人というふうなことで、137 の利用者のうち、先ほど申し上げました 4 階層と 5 階層で 89 人で 65%相当の方がその中間層にいるというふうな内容でございます。

26 年度制度前の状況とは変わっていないというのが今のところの現状でございます。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

一般会計歳出に入ります。

第 1 款 議会費の読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第 1 款議会費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 1 款 議会費について質疑、審査を終結いたします。

第 2 款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第 2 款 総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 38 ページの 2－1－6 まちづくり推進費、右のほうの 3 番目でございます。地域おこし協力隊賃

金ということで、今年度1名増員の計画でございますが、この1名の方はもうお決まりなんですか。

それとあわせまして、この1名の方の、どんな仕事といたしますか、どんな活躍をいていただくのか、その辺伺います。

まちづくり課長 この39ページの地域おこし協力隊賃金の内訳なんですけど、4名の地域おこし協力隊の賃金をここでは積算しております、今現在4名おります。12月に配属になりました地域おこし協力隊については、特産品の販路拡大というふうなことを特命ということで産業振興課のほうに配属しております、その後、1月からまいっております地域おこし協力隊については今現在まちづくり課のほうに配属しまして、長沢地区のほうに今現在住んでおりますので、生涯学習センター等で今現在地域づくり関係の事業をやっておりまして、そのほかのあと2名今までどおりしております、この4名の今回は予算ということで計上しております。

6番 最後の1人、長沢、今まちづくり課にいらっしゃるんですが、将来的に長沢の生涯学習センターに席を置くということなんですか。今年度、28年度の計画を見ると、集落支援員の方も長沢に1名置くというような計画でございますが、そのあたりはダブるといいますか、仕事が違うんでしょうけれども、そういう配置にするんでしょうか。

まちづくり課長 長沢に今住んでいる方については、事業について勉強している段階で、今後どこに配属してどういった仕事をさせるかは、本人の希望と、それから町長の考えを加味しまして、これからそこら辺は配属を決めたいと思います。

なお、集落支援員については、ここでもやっておりますが、長沢生涯学習センターと、それから富長交流センター、それから堀内の農村環境改善センターということで、3名の配属を予定しているところです。

6番 今、課長の答弁の中で本人の希望で配置をするという話ございましたけれども、基本的には町側で必要なので、1人必要なので募集をかけて呼ぶんですね。ある程度こっちで段取りといいますか、どこに配属をして、どういう仕事をさせていくんだという構想があって1人募集するんですね。それあえて本人の希望も聞くのはやぶさかではございませんが、ある程度こっちで箱があって、その中に呼んで仕事をどういうものをさせていくんだというあたりを想定しておかなければ、来ていただいて、じゃあ仕事何したいですかって、話合わなかったらその人帰ってしまったりしますよね。そのあたりももっとしっかりと、こっちで受け入れる側としてどういうもの、どういうところに配属をして、どういう仕事をさせて、地域協力隊がいて集落支援員がいてというしっかりとしたものをつくっていく必要があると思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

まちづくり課長 地域おこしについてのそのやるということで、その辺は当然集落支援員との区分けはするわけなんですけれども、地域おこし協力隊については、やはりなかなか町だけでここというふうなところを、正直申し上げて命令というふうなことはなかなか難しいところがありまして、当初考えていたのは、まずはまちづくり課のほうに配属させて、東部地区のほうの学習センターの事業等サポートしながら、地域おこしをというふうに考えておりまして、場所をどこにするかというところまではまだ考えておらなかったわけなので、その辺先ほど申し上げたように町長と相談しながら配属先は決めなければいけないというふうに思っております、なお、本人ですね、希望ということは当然聞き取りしております、本人も長沢地区の地域おこしについてはぜひやってみたいというふうな意向もありますので、その辺集落支援員との連携をしながら、そういった事業をやってみないなというふうなことで、今のところは考えているところです。

委員長 ほかにありませんか。

1番 同じく2-1-5でございます、38ページ、財産管理費の中で庁用器具費というようなことございます。項目を見ますとほとんどが委託料、使用料、借上料とかいろいろ項目ございますけれども、庁用器具費というのはこれに関してちょっと説明をお願いします。

総務課長 今回のこの337万円につきましては、施設のほうにAEDを設置しておりますけれども、そのAEDの更新に当たります。そういったことでAED13台、今設置しておりますが、11台が更新になって、新たに施設のほうに整備をしなければならないというところが6カ所かって、全部で17基をAEDを設置するというふうなことになります。

1番 AEDの更新ということですが、この配置になっている箇所、わかれば。公所、いろいろ学校等々あると思いますけれども、よろしくお願いします。

委員長 休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

委員長 再開します。

1番 後ほどお願いします。再度質問しますけれども、新規の6基というふうなことございますけれども、新規で6基ということ、この新規で6基を設置する箇所、お願いします。

総務課長 済みません、これについては6基というふうなことでの予算措置の分しか調べていなかったもので、後ほどお答えさせていただきます。

委員長 ほかに。

3番 41ページ、集落支援事業ですけれども、3月28日ですね、活動報告会というのがあるようだけれども、具体的な活動内容というものは集落支援員の方から具体的に上がってきていると思うんですけれども、その活動内容についてお伺いいたします。

まちづくり課長 集落支援員の活動については、まずは集落の現況調査というふうなところでお願いはしているところです。集落の現況を、いろんな課題があるということありますので、そういった課題をまずは掘り下げて、その後その課題の解決について話し合いとかを通して課題解決に結びつけていくというふうなところが集落支援の一番の任務であります。

3番 集落支援員の活動といたしまして、地域の課題の把握、あるいは行政とのパイプ役とか、町内会行事の支援というふうなことがあると思うんですけれども、これ、行事への支援とか、行政とのパイプ役というふうなことあるんですけれども、これどのぐらいの頻度であるもんですか。

まちづくり課長 まずは行事ですけれども、富長地区と現在堀内地区というふうなことで配属しておりますが、堀内地区についてはご存じのとおり環境センターのほうに1名おりまして、さまざまな地域の要望に応じまして行事等を新規に開催しまして、そこには輪投げ大会とかそういったことで非常に健康づくりの事業をやっております、あと、行政へのパイプ役というふうな任務については、常日ごろさまざまなことで随時私どもと連携を取りながら行っております。あと、富長地区については、特に行事をふやすというふうなところでなくて、やっぱり集落の調査と、現況把握というところに力を入れてほしいというふうなことの要望もありますので、どちらかというと行事をふやすというふうなことでなくて、今申し上げたような事業に取り組んでいただいております。

3番 ただいま現況把握というふうな答弁あったんですけれども、この現況把握ってどこまでの現況把握かはちょっとわからないんですよね。町内会行事への支援というふうな活動もあるんですけれど

も、やっぱり今見ていると、町内会行事への支援というふうなこと、昨年度も私見ていましたけれども、やはり町内会の行事の3つか4つに確かに顔を出していただいて、いろいろ一緒にやるんですけどもね、せっかくこの支援員事業という、集落支援事業というのあるわけですよ、もう少し町内会と連絡を密にしてやるべきだと、事業を進めるべきだというふうに思うんですけども、その辺、町のほうでは集落支援員に対してどのような指導をなさっているのかお伺いします。

まちづくり課長 町内会長さんと特に話し合いを通して、どういった支援をすべきかは十分に、要望があればその要望に対応してくださいというふうなお願いはしております。それから、連合町内会の事務局については、きちんと行ってくださいというふうなことで、そういったお願いはしております。今の議員さんが言われたように、もう少し町内会、単独は町内会のサポートというふうなことがあれば、具体的にどのようなサポートの仕方があるかを、町内会長さんと相談しながらぜひ来年はその要望にはもっともっと的確に対応させたいなというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 39ページ、先ほどAEDについて質問がありましたけれども、今ここに座られている町の行政側の方々にお伺いします。AEDを使える人は手を挙げていただけますか。まあ、わかりました。3分の1も上がりませんというような状況であります。11基更新して、新しく6基を17基、まあ1個幾らするのかちょっと教えていただきたいですけれども、これは、当初国のほうからいろんな施設に無償みたいな形で設置になったわけです。これも賞味期限がありまして、何年かに1回交換しなければ、更新しなければいけないと。まあいろんな団体等の施設にもあります。そこら辺でも更新がちょっと課題になっているというような状況であります。それ以前の問題で、使えるのかということですね。今まちづくり云々、集落支援の形もありました、補助金をつけたからどうですという形だけね。いや、ちゃんと使える形を指導していくというのが一番じゃないかと思います。使える形を庁舎内ではどういうふうに対応しておられますか。

総務課長 職員につきましては、前に、設置をしたときに職員の研修会をして使えるようにということで、数回職員の研修をしております。それから、一般住民に対しましては総合防災訓練を各地区を回ってやっていますけれども、そちらのほうに広域消防のほうから来ていただいて、住民の方々に毎年訓練をするというふうなことで、扱い方の講習会をしております。それから、消防団につきましては、新規消防団、それから班長以上の講習会が4月の、ことしについては10日に予定されておりますけれども、そちらのほうでは消防団員のほうには全て練習をするというふうなことで計画もされております。ただ、去年でしたっけか、急に倒れた方がいまして、そういったことへの対応は必要だろうというふうなことで、各施設のほうに整備をするものであります。

今手元のほうに新しい箇所がわかりましたので、先ほどのところについてもちょっとお答えさせていただきますが、新規の分は実習館、物産センター、駅のほうですね、物産センターもがみですね、それから民俗資料館、それからBGのほうにはあるんですけども、持ち出し用を1つつけると、それから、斎場のほう、それから温泉のセンターハウス、そちらのほうにつけるというふうなことで、あとほかは各種施設のほうには全て役場庁舎も含めて整備をしているというふうな状況になります。

4番 私も数回訓練を受けました。やはりその現場に携わったときに、倒れている人にすぐその反応して、それを持ってきてやれる体制をとれるかといったら、これも確かに厳しいかと思います。しかしながら、目の前にあって使わずしてどうなるということも、状況も多々あるかと思います。数年前に小学校のほうである方が倒れたときに、近くにいた方が学校の中にAEDがあったと、しかし鍵からってガラス張りだと、ガラスを破って使うにもというような状況があったようなふうに伺っ

ております。やはり、AEDがあるものに対して、これは何ぞやと、どうやって使うものだということを、ふたをあけてみればマイクで案内してくれます、ああしなさ、こうしなさい。だけれども、そのものが何ぞやということがわからない町民がほとんどだと思います。そういうふうな形の中で新しく新設する場所、新しく更新するもの、しっかり使えるような形の訓練体制、まあ危機管理体制を、これぜひとっていただければと思います。なお、各町内の公民館の置くことは難しいだろうけれども、町全体でどこにあるの、一番近いところはどこなのということが町内会でわかるような形、まあ救急車のほうが早いかもしれないですけども、そういうような状況の中で、ガラスを破ってでも使えるような状況の体制を何らかの形でしっかりやってもらえればと思います。有効活用してこそAEDだと思います。いかがですか。

総務課長 今申されたとおり、施設の中に入っていたということふうなことがありますけれども、そこら辺について、外に置けば誰かからいたずらされるのではないかと、実際に使えなくなってしまうのではないかと懸念もありますし、そこら辺についてはどういうふうなあり方がいいのかというふうなことを検討してまいりますけれども、各そういった計画、スポーツをしたりとか、そういった施設のところで使う場合については鍵をその施設があげられるような状態にして施設を提供するというふうなことが必要ではないかなというふうには思っています。そういったことも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、みんなが使えるようにというふうなことです。消防団、そういった方を中心に、それから、広報等について少しこちらについては検討したいというふうに思います。ただ、消防のほうの訓練で私も見ていましたけれども、今委員さんが言われたとおり、それをあげればその音声ガイダンスに従ってやればできるというふうなことで、勇気を持ってやってくださいというふうな消防の、広域消防のほうの説明もありますけれども、そういったことでそれがつけるんだというふうなことの周知等については、今後防災担当のほうでしたいというふうに思います。

7番 今のAEDに関してですけども、ある方がこういうふうに言っているのを聞いたことがあります。まず、役場の施設、役場が買うものですから、役場中心になってしまうと。そうすると、日中あいているけれども夜あいていないというほとんどだということです。つまり、先ほど言ったような事例が出てきます。施設の中に入れないと。ということは、ある商店の方から、何で我々に一声かけてくれないのかなと。場所なんか提供するよと。せいぜい9時前後ぐらいまではあけているわけ、まあファミリーマートさんもできましたから、そういったところだと24時間オープンということにもなりますし、そういった考えに至らないのかなというふうなことを言っているような方の話を聞きました。そういったところに考えが至らなかったのかな。質問いたします。

総務課長 大変申しわけありませんけれども、検討は一応担当のほうではしておりますけれども、商店のほうにというふうなところまでは実際いつてはおりませんでした。今の話を検討させていただいて、ただ、前は1台相当高額な金額になっておりましたので、三十数万円になっていたようですけども、それが大分、少しは安くなっているものの、まだ高価な物でありまして、耐用年数もそんなに長くないというふうなこともありますので、そこら辺のバランスを見ながらどういうふうなところに置けばいいのかというふうなことで、今ご指摘があったファミリーマートさんもひとついいのではないかなというふうに思いますので、そこら辺については今後検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

6番 40ページの2-1-6、41ページのほうを見ていただきたいんですが、41ページの6番に地域づくり支援事業というのがございます。その一番下から2段目、地域共同環境整備事業、新しい事業

かなと思うんですが、この予算の概要のほうに書いてございますが、ちょっと原材料費、機械の借上料合計で上限 20 万円と入ってございます、ちょっともう少し中身を教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 この事業ですね、27 年度までは地域共同事業というふうな事業を衣がえをしまして、舟形町地域共同環境整備事業というふうな事業に改めるというふうな予定です。そして、中身は、一つは共同事業、今まで原材料費と重機借り上げ代として 20 万円を限度として支払うという、補助するというようなところは同じなんです、もう一つは、今年度から新規に要綱につけ加えたのが、災害復旧として行う事業については、その当該年度 1 町内会に限って限度額 100 万円というふうなことであります。災害というのは、災害、国、県というふうなことの適用にならないような災害復旧というようなところでの事業を想定しております。

6 番 27 年度共同事業という名目であったんですか、この 220 万円、同じぐらいの額があったんですか。

あと、今ちょっと課長の答弁よくわからなかった、この 220 万円を町民の方どうやって申請をして、どういうものに使えるのかと、そのあたりをお伺いしたんですけれども。

まちづくり課長 地域共同事業というのは、町内と行政が協力し合って、ハード事業で、例えば側溝について何とか整備しようというふうなときに、原材料と、それから重機借り上げ代については町の予算で支出しまして、あとは労力については地域の方から出てもらって、それでそういった整備をしていくというふうなところの共同事業でありました。28 年度から新規に加えるのが、災害復旧用と申しまして、例えばがけ、若干崩れてきて、側溝が中に少し崩壊し始めたというふうなときに、先ほど申し上げた河川とか、農業関係の災害には適用しないと、対象にならないというふうなときに、単独でやらなければいけないというふうなところあれば、町内会から要望を受けまして、それで 100 万円を限度にして町から補助すると。なお、費用については原材料と重機借り上げというふうなところでの費目は変わりませんが、その限度額が 20 万円から 100 万円に災害復旧については上がるというふうなところの事業です。

6 番 課長のお話をお伺いすると、27 年度もあったということなんだけれども、この地域づくり支援事業の中にあつたんですかね。ちょっと 27 年度の予算書見ると、ここに確かに事業用機械借り上げ料 60 万円と計上になっていますが、これイコールなんですか。今の課長の答弁だとこの 20 万円がその分で、災害が 100 万円ふえたということなんだけれども、前からあって、もうちょっと具体的に、何につかっていいのか、災害はわかりますけれどもね。

まちづくり課長 27 年度の予算書の中では、地域づくり支援事業の中に事業用機械借り上げ料が 60 万円、それから、補修用材料費として 60 万円、これが先ほど申し上げた地域共同事業の町が支払う分の予算であります。

委員長 休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

委員長 再開します。

先ほどの AED 配置箇所について、総務課長より。

総務課長 AED の設置箇所でありますけれども、役場、BG、生涯学習センター、若あゆ温泉、舟形小学校、旧長沢小学校、富長交流センター、それから堀内の交流センター分は役場の貸し出し用として今役場のほうにとっております。舟形中学校、舟形ほほえみ保育園、堀内環境改善センターになり

ます。

委員長 ほかにありませんか。

4 番 40、41 ページ、6 番議員が質問されたところと同じ箇所になります。

27 年度は地域づくり総合支援事業の中にあったというものを、項目、名前を変えて 2 段にしたというような形で、取り組みの内容がおおの違う形で、違う体質に使えるというふうな形になったのかなという感じがすけれども、なかなかさっきの説明もちょっとよく理解できておりません。というのは、前のページ、ここでは地域づくり支援事業ですね、前のページに行くともちづくり推進事業の中にコミュニティ助成事業とあります。まあこれも要するに地域のコミュニティで資材等を出してやるよという事業、似たような形の事業だと思います。災害をもつての事業の部分と、地域をつくるというような事業、まあ体質等は違うとかと思いますけれども、とにかく取り組みをどうすればいいのか、わかりやすく紹介できながら、この取り組みやすい形というものの、案内というのはどのような形でやっていく、ことしの。

委員長 休憩します。

午前 11 時 43 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 要するに、地域共同事業の実施要綱とありますが、これは 25 年度とありますが、これ毎年、毎年、決裁を受けてここが変わりますので、27 年度をこの要綱あります。ここにありますように、町内会が地域内においてハード事業を行う場合において、その事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算が入る町が直接業者に支払うというふうなところで、先ほど申し上げた重機借り上げ代と原材料費を町から直接支払うというふうな、業者のほうからかかった額について請求もらって、町が直接払うというふうなシステムをとっております。対象事業はここにありますように、実施主体を町内会とすると、地域の公共の利益に資するもの、当該分権の所有者が国、県、町などの団体等でないもの、それから、国、県、町及びその他の団体による交付金・補助金の対象外のもの、それから、当該事業にかかわる所有者及び利害関係者からの同意を得られるものというふうなところでありまして、第 4 条のところに対象事業は次に掲げるものとして上限を 20 万円とする。対象経費は原材料及び重機借り上げ料とする。事業に伴う人件費、災害補償、重機等のオペレーターにかかわる経費等は町内会が負担するというふうなところでの今までの地域共同事業での要項です。

今度が、そういうふうにそれぞれかかったものを直接町が払うというふうなことをしないで、補助金というふうなことでインフラ要綱に改めたものです。1 条については地域住民の自主的な意思により地域の生活環境の保全を図るため、町内会が環境整備の事業に要する経費について町の予算の範囲において補助金を交付するというふうなことにありまして、補助の対象については先ほどとほぼ同じであります。

それから、第 2 条の 2 項が前項に規定する事業のうち災害復旧として行う事業に対する補助については、当該年度内 1 町内会とするということで、これが下のほうの第 4 条のところの補助額とありますが、第 4 条の 2 項、第 2 条 2 項に定めるところの補助対象経費は、原材料費と重機借り上げ料として 100 万円と限度とするというふうなことでありまして、通常はその上にあります第 4 条の 1 項になりますが、第 2 条に定めるところの対象経費は原材料費と重機借り上げ料として 20 万円を限度とするというふうなところで区分けしているというふうなところで、あります。

なお、上のほうの日付が黒丸になっておりますが、決裁は受けてはおりますが、告示がこれからというところでありますので、大変申しわけありませんがご了承くださいるようお願いします。

それから、なお、地域共同事業、こういった事業だというふうなことがありますので、もう一つ総括表ってありますが、これは18年度からずっとこれまで支払ってきた対象経費の内訳でありますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

ここで休憩をします。午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 再開します。

質疑ありませんか。

7番 それでは、41ページの2-1-6の空き家対策事業。これ、補助金ということで200万円ですけれども、1件50万円上限ということですので、4軒分ということだと思いますが、去年の実績等を踏まえて、この4軒という数字をどういような考えで出してきたのか質問いたします。

地域整備課長 200万円、50万円掛ける4軒分というように計上させていただいています。昨年の議会でも申し上げましたけれども、今現在対象が非課税世帯というふうなことで、その前は15%というふうなことで金額を50万円に上げて、それでも対象がいらないというふうなことで、今年度、今年度といえますか、平成27年度の実績についてはゼロでございます。新年度につきましては、対象をある程度の所得を配慮し、なおかつ資産関係もある程度の数値をある方でも対象となるようなというふうなことで今担当内で市町村の状況を見ながら検討しているところです。とりあえずは4軒というように計上させていただいています。

7番 答弁の中に昨年対象がなかったということで、今年度は対象を緩めていくという考え等あるようですので、それは非常にいいことだというふうに思います。

ただ、ニュース等でも言われていますように、ある一部自治体で行政代執行という形で、もうやむを得ず解体していくという、後でその方に請求するという、そういう事例も出てきています。去年のようなゼロというふうな、実際ゼロというところで、来年も規制は緩めたにしろ、どうなるかという部分についてはやっぱり代執行をしていかなければならない案件が舟形町にもあるのではないかなというふうに私は思います。というのは、やっぱりこの、よく職員さんが使っております駐車場、クリーニング屋の駐車場の裏の家なんですけれども、隣の家にもう寄りかかっていくのをロープで押さえているというふうな話も聞いております。やっぱりそういったところについては、やはり代執行もこういった予算をちょっと拡大して、やっぱりやっていくという考えはないのかどうか、質問いたします。

地域整備課長 危険空き家といえますか、あといろいろ配慮しなければならない空き家ございます。その空き家につきましては、昨年2月に特別措置法が法律改正されて、7番議員さんおっしゃるとおり代執行までの法律でできるというふうな状況になっています。ただ、それに関しては特定空き家という指定の仕方がございまして、いわゆる危険でどうしても排除しなければいけないというふうなことなんですけど、そういった場合に小規模住宅の税が6分の1に軽減されているんですけれども、特定空き家と指定された場合、それが解除となって6倍になるというふうな状況です。ただ、現状を踏まえますと、やはりそういったお持ちの所有者につきましては、とても滞納的な要素もございまして、税

金がさらに上がる、さらに代執行でした際の請求をまた請求する、終わった段階に宅地化になって、宅地の課税がまたふえるというふうな状況になります。そういったところの対応について、今担当のほうですぐ勉強しているんですけれども、先進地等の話も伺っているんですが、なかなか補助金で対応しているというふうな状況のようです。そういった状況を踏まえて、さらにちょっと検討して、勉強させていただく時間をいただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。

8 番 39 ページの地域おこし協力事業についてお伺いいたします。

この地域おこし協力隊事業なってから結構久しいと思うんですけれども、最初の目的は都会から若者を連れてきながら、そして都市交流とか地域の活性化を図るということであったんですけれども、私はその中で、住所を移して、そして最終的には永住して舟形町の住民になっていただくという目的があったのではないのかと思っていますけれども、実際、今現実を見ますと、町に定住者は今のところゼロというような形になりますけれども、この辺の対応、どうしてこうなったのか、考えをお伺いします。

まちづくり課長 地域おこし協力隊については、今委員さんが言われたように定住を目指すというふうなことで来てもらっております。今現在、先ほども説明しましたが、4名の男性隊員がおりますが、4名とも将来的には定住をしたいというふうな意向がありますので、そういった面接等で意思を確認して採用というふうになっておるわけであります。ただ、その後、こういった仕事を見つけて、それで定住するかというところが一番の課題でありますので、その辺任期中に仕事を見つけてというところが一番大きなハードルかなと思いますので、その辺を視野に入れて、行政もバックアップしながら、一生懸命今活動をしているところであります。

8 番 課長も定住を目的としたんだという話でありますけれども、定住を目的とするとすれば、生活基盤の確立がまず一番大事になってくるのかなと思います。そこで、今地域おこし協力隊を行政としては臨時職員並みに便宜的に仕事を与えるような感じします。自立するような、3年間で若者が定住するような時間、考える時間というものが全然ないのかなと思います。これもう一步進んで、8時から5時までの勤務体制ではなくて、フリータイムなり、それか成果を出すような、もっと自由な勤務体制と、また、我々地域住民はそのいろんな考え、やる気はある若者を地域で受け入れる体制、これもしっかり考えていかなければならないのかなと思っております。まずその第一歩として、町の空き家を活用したり、また、農地なり、いろんな形でその人に無償貸与しながら、そして園芸作物なり米づくりなりの分野で働いて、自立的に生活できるような方策も必要ではないのかと思います。森町長の、農業関係が一番うんと伸びしろがあるという言葉もいただいております。その辺で都会から来た若者が定住するような手助けが、どのようにして考えているのかお伺いします。

まちづくり課長 今の議員さんが言われたように、やはり舟形町の仕事を見つかるというふうになるとやっぱり農地もございますので、農業を通した、やはり活動というのが一番よろしいかなというふうなことでは、私も思っております。それで、今現在、先ほど申し上げました1月からまいっております隊員につきましては、長沢地区の東部地区の地域おこしをやってみたいというふうな希望のほか、西又のカブがありますよね、そういったところも何とか再生したいような取り組みをしてみたいというふうな希望がありますので、どちらが主になるかちょっとこれから産業振興課のほうとも十分調整とっていかなければいけないんですけれども、将来的にはそういったものを自分が技術を身につけて農業のほうに進んでもらえればよろしいのかなというふうな期待は持っているところです。

あとは、もう1名の隊員については、町の職員を目指したいというふうなところで、職員の採用試

験を去年チャレンジして、なかなかうまくいかなかったんですけども、ことしもチャレンジしてみたいというふうな希望ありますので、そういった隊員。それから、ふるさと納税を一生懸命やっている隊員もおりますので、できればそのまちづくり公社等といっしょになって起業とかそちらのほうでできないかなというところを今試行錯誤でやっているところなんですけれども、隊員なりに将来を十分見据えて、一生懸命今活動をやっていますので、ぜひ温かい目で見守っていただければありがたいなというふうに思います。

8番 せっかく都会から田舎の生活に魅力を感じて、また一生を田舎で過ごしたいという夢と希望で来た方も多数おると思います。そこで、行政としては臨時職員というような形でなくて、もっとフリータイム的な余裕のあるような勤務体制でその人をサポートしていったらどうかなと思います。その辺の考えあったら、お伺いします。

まちづくり課長 この制度、特別交付税対象の事業でありまして、この勤務体制がやっぱり町の臨時職員というようなところの勤務体系とイコールしておりますので、その辺での兼ね合いが果たして、まあフリータイムというようなことで与えたいというところは、私もそういうふうなできればというふうには思いますが、その辺のちょっと条件が、課題がありますので、総務課のほうとその辺は確認しながら、もしそういったことが何かできれば、できる方向をちょっと検討してみたいなと思いますが、総務課のほうとその辺確認させていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

1番 2-1-19、48ページでございます。地域交流センター管理費についてお伺いします。

49ページの説明、地域交流センター管理費の②燃料費でございます。165万4,000円ほど計上してございますけれども、平成26年度には確かこれ計上ないようございまして。27年度に48万3,000円計上になっていきますけれども、今回3倍強になっています。この内容を説明をお願いします。

総務課長 当初、去年の場合については、加工場のほうでやるというふうなことで計上を見送っていたと思いますけれども、富長小学校の加工場は一部分であって、その他の部分については町のほうで体育館とか各種施設を貸すというふうなことになりました。そのためにスロープの無散水消雪の燃料とか、そういったものが必要になってきたというふうなことでございます。今回については、それらを当初から見ているというふうなことで増額になったというふうなことで、去年はその施設の管理等について去年の今の時期では整理が不十分であったというふうなことで補正等で対応させていただきましたので、今回はそういったことで富長小学校の分と長沢交流センターの分としてその燃料費項の款・項・目の700万何がしのお金になったということでございます。

1番 富長と長沢と、一応別々にあるやつを合算してここに寄せたというような答弁でございますけれども、大体想定的に富長、長沢どの程度見込んでおりますか。

総務課長 施設によって点検、電気とか保安協会とかいろんなもの点検が若干違う部分もありますけれども、富長小学校の部分が燃料費がスロープの無散水消雪の関係でその分が多い程度で、そのほかについては大体とんとんというふうなことになろうかと思います。

委員長 ほかにございませんか。

6番 46ページをお願いします。

2-1-14 職員研修費、職員研修事業で117万6,000円計上してございます。昨年度より5万円ほど多くなってございますが、それほど大きな増ではないようでございます。このあたり前も議会の中で話ありましたが、このあたりもう少し力を入れてはどうかという意見もございました。ましてや今回、金曜日の審議の中でも人事評価制度の導入というふうな話ございました。そのあたりも前

も議会の中で話ありましたけれども、このあたりもう少し力を入れてはどうかという意見もございました。ましてや今回、金曜日の審議の中でも人事評価制度の導入というような話ございました。そのあたりも考慮すればもう少し職員研修に力を入れてはどうかと思いますが、そのあたり課長どうでしょうか。

総務課長 職員研修費のほうについては、町のほうでは力を入れていないということではございませんで、いろいろやっているわけですが、職員のほうが今の業務が相当ふえておりまして、なかなか研修等を設定をしても、なかなか出られないというふうなところが実態だと思いますけれども、ただ、27年度については、いろいろ今までやっているような県の職員研修所で計画したもの、そのほかにも町のほうで職員のほうにいろいろ自分で行きたい研修について募集をしております。今年度についてはふるさと納税の関係をいろいろ調べたいとか、それから公共交通の関係とか、それから広報係についてはデザインの勉強、そういったものも一応今回、27年度は職員の要望に基づきまして実施をしているところであります。そのほか、この間も言いましたけれども、人事評価制度、それから認知症サポーター、それからマイナンバー制度の内容等の周知関係、そういったものも一応実施をしているところであります。それから、各職員については、必ず資格をとらなければならないような研修もあります。安全運転管理者研修とか、防火管理者研修とか、そういった必要なものについてもこちらのほうで実施をしております、職員のほうにもいろいろ募集をかけて、自分が行きたい研修について、自分の事務の範囲内で、支障を来さない範囲で行ってくださって結構ですというふうなことで申し上げますので、その中でやらせていただきたいというふうなことでございます。

6番 前回も課長が仕事が忙しくて余り出られないという話あったんだけど、今最後のほうで時間あればどんどん行ってくださいという、何かちょっと裏腹な答弁でございますが、先ほど申し上げました人事評価にかかわって、今課長の答弁の中でどうしてもとらなければならない資格等々あるということでございますので、そのあたりの資格を持っている職員、持っていない職員、この研修を受けた職員、そういう研修の習得状況で人事評価をするポイントになるのか、そのあたり伺います。

総務課長 現在、人事評価制度については、今検討中でありまして、その資格等についてどういう評価をすべきか、その評価の点数のあり方とかそういったことについてこれから整理をしていくというふうなことで、まず28年度の4月1日からは職員の目標といいますか、自分の仕事の与えられた目標について、こういう設計をして、こういうふうに効果を出すんだというふうなことでまずやろうとしております。それと並行して、今言ったことについてどのような評価をすべきかというふうなことにについて今後要項等を定めながらやっていくというふうなことになります。ただ、一つ心配なのがたまたまその場所に行って、たまたまその資格を取らなければ仕事ができないというふうなところもありますけれども、その自分のスキルアップのために行って、それが行政に反映されるというふうなところと、業務上必ず受けなければならないと行っているところの評価というのは若干変えてもいいのかなと個人的には思っていますが、そこら辺のあり方については今後、28年度の導入までに整理をしていくというふうなことで考えております。

6番 ぜひこの研修事業を、先ほど課長が全然やっていないわけじゃないって、それはわかります。170万円何がしかけているわけですから、ぜひ、今申し上げたその人事評価制度、効果が出るような、こういう資格を取れば、例えば手当が上がるとか、そういう具体的なものが見えれば職員の方も頑張る材料になるんじゃないかなと思いますので、このあたりのその研修なり講習なりの手当を支援してやる側として総務課が主体になってどんどんと職員の方に提供していただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 47 ページですけれども、婚活推進事業についてお伺いします。

結婚奨励資金融資利子補給補助金、それから結婚祝い金交付金ですけれども、70 万円、300 万円というふうな予算ついていますけれども、この根拠をちょっと教えていただきたいんですけれども。

まちづくり課長 最初に、結婚奨励資金融資利子補給補助事業については、結婚されるときに資金が必要ですので、そのお金を借りたときに、銀行等から借りるわけなんですけれども、その利子補給分の一部を補助するというふうな仕組みであります。それから結婚祝い金交付金については、結婚された方について 10 万円を差し上げるというふうなことで、10 万円掛ける 30 組で 300 万円を予算化しているところです。

3番 昨年度の決算を見ますと、利子補給補助金が 17 万 1,000 円、それから結婚祝い金が 90 万円というふうになっているわけです。そうすると、結婚祝い金にしても 3 倍以上の金額になっているわけですよ、まずね。利子補給補助金に関しては何件ぐらい見込んでいるんですか。

まちづくり課長 ちょっと予算要求の資料……。ちょっと利子補給補助金の詳しい……。ちょっと探す時間いただきたいと思います。結婚祝い金のほうは 10 万円なんですけれども、最初 5 万円お支払いをして、それから 1 年後にまた 5 万円というふうなことで、合計 30 万円というふうなことになりますので、今回はその 30 組というふうなことで、予定をしているところです。

委員長 休憩します。

午後 1 時 26 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

委員長 資料をこれから持ってくるということなので、再開して、そして続けておいて、来た段階で再度質問を続けるということですのでよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

8番 51 ページの賦課徴収費についてお伺いします。

納税組合の話なんですけれども、去年の納税組合の総会がありまして、ことしから口座振替手数料をいただくような話になりました。一応納税組合でも公費を扱っている関係上、公費に対して振替口座手数料がいいのか、その辺ちょっとお伺いします。

税務福祉課長 私のほうからご質問にお答えします。今回、農協さんほうで口座振替手数料というふうなことで 10 月 1 日から法が変わりまして、徴収するというふうなことを通知を受けました。今納税組合長さんと農協の金融機関のほうでその口座振替の契約をしているんですけれども、その部分といいますのは公費ではない考え方なんです。農協のほうから町の会計管理者のほうに振り込みになるその部分が公費なものですから、このたびのその手数料の改定に伴う口振の部分については、本人から徴収していただくか、あるいは納税組合長さんのほうの通帳のほうで管理している部分からいただくというふうなことで、納税組合のほうの役員会のほうでも検討させていただいて、まず 30 円というふうな形で安くしていただいた内容でこのたび進めさせていただいているところでございます。

8番 この件につきましても、我々納税組合の総会でいろいろ話ありました。1 件 30 円と消費税というような説明を受けましたけれども、本来ならば普通 100 円にプラス 8 円の 108 円ぐらいが口座手数料としての相場といえ、値段なのかなと思っております。ただ、これも行政で徴収率を上げるために納税組合組織を結成して、そして若干の補助金なり、また徴収手数料なり払いながら今までやってきた経過がありますけれども、この組織をこれからも続けて行くには、なるべくやっぱり納税組合の意向を尊重しながらしていかなければならないのかなと感じております。その辺の考えお伺いします。

税務福祉課長 ただいまおっしゃるとおり、舟形町の税収の徴収率を維持しているというふうなところにつきましては、納税組合がこれまでずっとその徴収の業務をしていただいた関係と理解しております。県内のほうでもトップクラスというふうなところで維持しております。そんな中で、これからも納税組合を維持していくというふうなことについては、そういうふうな考えなんですけれども、この手数料の関係につきましては、どうしても町のほうで公費のほうで対応できかねるところがありましたので、今回は役員会のほうでも3回ほど協議をさせていただいて、町のほうの納税奨励金、そちらのほうからその30円掛ける件数に見合った部分の徴収を農協のほうでさせていただくというようなところにおさまったところでございます。これからも納税組合の組織の方につきましては、今後とも協力をしていただくことになるわけですが、ただ、今言ったように口座振替の業務についてなかなか今個人情報等のことも出てきましたものですから、今後ちょっとその業務のところだけを見直しせざるを得ないかなというところで、28年度中に見直しをちょっと図りたいというふうな考えておるところでございます。

8番 よくわかりました。納税組合奨励金の中で内部操作をするという話であります。

それではもう一点お伺いします。徴税更正決定還付金の内容をお伺いします。

委員長 今のは別に新たな質疑ということの内容なんでしょうか。（「この項目、賦課徴収費の中で」の声あり）今の質疑で3回目ということでもいいんですね。

税務福祉課長 こちらの徴税更正決定還付金につきましては、徴税の関係で資格移動であったり、所得更生があった場合に、税を多くもらうというふうなことにいかないものですから、その多いところについて本人のほうに還付するというふうな内容のものでございます。

委員長 ほかにありませんか。

6番 48ページでございます。2-1-21、一番下でございます。総合戦略の関係で新しくここに総合戦略推進事業48万3,000円ございますが、この事業の内容と、あとの各種委員の報奨なり費用弁償とありますが、どんな事業をやるのかお伺いします。

まちづくり課長 総合戦略を昨年の10月策定いたしました、このKPIというふうな数値目標を立てました。その確認というふうなところで必要でありますので、推進員20名の方々、年間2回と、20名掛ける6,000円掛ける2回というので報償費をとっているところです。

委員長 ほかにございませんか。

6番 まずは内容を確認、確認というか教えてください。次の50ページ、50ページの2-2-2、先ほどの賦課徴収でございますが、右のほうの51ページの下の何段目か、軽自動車検査情報市町村サービス利用5万1,000円、これはどんな事業なのか教えていただきたいと思います。

税務福祉課長 軽自動車関係の……、ちょっと時間をいただいてよろしいですか。

委員長 休憩します。

午後1時38分 休憩

午後1時38分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 軽自動車の検査内容につきまして、県のほうで統一した総合的な組織がありまして、そちらのほうの情報を共有していただくというふうなことでの手数料でございます。

6番 手数料、サービス利用料というのは、その県のシステムに加盟して利用するための利用料。その中身というのはどういう、軽自動車の何を知るのかな。そんなあれなんだけれども。

税務福祉課長 済みません、正式なところを調べまして、後ほど説明させていただきたいと思います。

委員長 では、わかったところで回答していただくということで。ほかにございませんか。

6番 じゃあ次に、同じくくりでございます、ページだけめくって 53 ページでございます。53 ページ 不動産鑑定業務委託料 220 万 5,000 円でございます。前年から見ますとかなり増額になってございますが、何か固定資産等々の評価がえとか何かする予定でこの金額を計上しているのかお伺いします。

税務福祉課長 通常ですと標準宅地不動産鑑定時点修正というものの委託料で、30 万円ほどかかっているんですけれども、28 年度につきましては、標準宅地鑑定評価業務というふうなところで 180 万円ほど増額というふうに新たな内容になります。

6番 その毎年 30 万何がしじゃなくて、28 年度その評価業務という、評価を新たにやるということなんでしょうか。

税務福祉課長 詳細をあわせて後ほどご説明いたしたいと思います。申しわけありません。

委員長 そのほかに質疑ありませんか。

まちづくり課長 先ほどの舟形町結婚奨励資金融資利子補給の資料見つかりましたので、ちょっとお答えします。

まず、補助金の趣旨が、1 月 1 日現在の長期プライムレートに 1 %を上乗せした利率から 2 %を考慮したと。2 %がこの町の利子補給の補助金であります。昨年度、27 年 1 月に請求もらった内容では、17 件で 15 万円ぐらいの実績があります。

委員長 休憩します。

午後 1 時 4 3 分 休憩

午後 1 時 4 9 分 再開

委員長 大変失礼しました。では、再開をしまして、もう一度まちづくり課長のほうから 3 番委員に対しての答弁をお願いいたします。

まちづくり課長 実績ですけれども、17 件の今現在借りている方がいらっしやいまして、利子補給申請額としては 15 万 6,000 円ほどを、これは 1 年前の実績であります。支払っております。それで、70 万円というふうなことはというふうな話なんですけれども、結婚奨励金融融資利子補助金の交付規定の中に、貸付限度が 1 名当たり 200 万円以内というふうにあります。それで、貸付利子については 1 月 1 日現在の長期プライムレートに 1 %上乗せした利率から 2 %を控除した利率と。これは今申し上げた 2 %が町の利子補給部分補助金の額になります。70 万円というふうな根拠につきましては、割りかえしていきますと、1 人最大 200 万円を借りた場合には 2 %の利子補給ですので、17 名と、最大借りるというふうなことの想定、借りる、借りないかってちょっとわかりませんが、最大このぐらいの額を見込んでいるというふうなところでの予算であります。

3番 利子補給に関しては昨年の決算額の大体、約 4 倍ですね。それから、結婚祝い金交付金に対しては昨年度が 9 組で今年度は 30 組を予定しているというふうなことだと思います。ぜひこうなってほしいなと私も思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第 2 款 総務費について質疑審査を終結いたします。

第 3 款 民生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款 民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 それでは、64 ページ、65 ページ、保育所費の中で質問させていただきたいと思います。

先般、町長の保育所を民営化の方向でいく、1年でやるという決意をお聞きしましたけれども、その中で、その受け皿として社会福祉協議会のほうにお願いをするというような発言がありましたけれども、現在、今、社会福祉協議会、下に、税務福祉課の中にあると思いますけれども、私の知る由では3人ぐらいしかいないと思うんですけれども、どういう体制でこれだけの保育所をもっていくのか、どういうお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

教育次長 お答えします。今現在の社会福祉協議会の職員体制につきましては、専任職員が2名となっております。保育所を社会福祉協議会のほうに委託をすると想定した場合ですけれども、定款の変更とか、就業規則、それから給与規則、いろんな規則改正がございます。また、運営も必要でありますので、今現在の想定としましては、事務局長を専任、それから正規職員を3名配置しながら合計4名体制ぐらいで社会福祉協議会を運営しなければ保育所の委託はできないと考えております。

2番 そういう体制をこれからつくっていくということの理解だと思いますけれども、今現在、有資格者保育士、資格を持った臨時職員に当たっている方、何名がいると思うんですけれど、その方は何名いらっしゃいますでしょうか。

教育次長 現在、保育所には27名の職員がおります。延長含めて27名です。そのうち有資格者につきましては、臨時の職員で14名、正規の職員で3名となっております。

2番 今まさに保育士不足で世の中大変困っている状況の中で、船形はそれだけの有資格者がいるということは大変心強いと思いますけれども、やはりそういう方も今現在臨時職員、町長が前おっしゃったとおり、身分的に1年契約の臨時職員で、有資格者で、そういう扱いになっているというのはやっぱりいささかおかしな自体になっている、陥っているのかなと思いますので、社会福祉協議会のほうでちゃんとした受け皿をきちっとつくってやっていただければ、その方々のためのこれからの生活設計も含めて成り立つのかなと思いますので、そういう資格者を何というか、大事にするというか、そういうふうな政策でこれからも推進していただきたいと思います。

教育次長 ありがとうございます。はい、釈迦福祉協議会のほうに委託を通しまして、保育士の雇用環境、それから就労環境の改善、努めてまいります。

委員長 そのほかにありませんか。

4番 同じ款・項・目です。未満児と3・4・5歳児いるかと思いますが、大きく分けて、未満児の上の年代は待機はいないと思いますけれども、毎年11月ごろが申し込みかなと思います。その時点で、申し込みに対して受け入れ側の際、要するにその時点での希望が添えない、今国会でも話題になっている「活躍できないじゃないかよ」というふうな声は聞こえていますか。

教育次長 確かに去年ご指摘がございました。0歳児のところの子供を預かるのに関しましては、子供3人に対して保育士1名の配置が必要です。年度当初につきましては、必要な保育士確保するんですが、途中で入ってくる0・1歳児に関しましては、なかなか体制ができないという状況にございます。その都度ハローワークのほうに募集をかけているんですが、去年残念ながら追加で来てくれる保育士がいなくて、1名の方お受けできないというふうな判断をした経緯がございますので、これからにつきましてはなるべくお受けできるような体制を当初からとっていきたいと思っております。

4番 当初の計画からきちっとして、途中で入園するということはかなり厳しいかと思いますが、いろんな世の中の流れ、人員異動の中で、4月といえど人が動く時期であります。ぜひ途中ででも対応できるようなソフトな形で待機者をできるだけ出さないというか、まちづくりでサポートできるよう

な体制をつくっていただきたいと思うんですけれども、やはり女性が活躍できる場所をしっかりと町がつくるべきであって、今後ともそこに力を入れてお願いしたいと思います。

教育次長 この3款の2項3目の保育所費のところに賃金がございますけれども、28年度につきましては対27年度でプラス2名の職員配置を予定しております。手のかかる子供も若干いるんですけれども、若干保育士に余裕を持たせて、途中で入ってくる0・1歳児をお受けできないというふうな体制をなるべくとらないために、今回プラス2名で予定しておりますのでよろしくお願いします。

4番 ちなみに舟形町では今言われたとおり臨時で14名の方、本職で3名の方の保育士という形ですけれども、今舟形町には確認している潜在保育士というのはおられるのでしょうか。今、国でも潜在保育士を掘り出して、それに対応していくというふうな形をとっているようなんですけれども、そういう確認はどうでしょうか。

教育次長 現段階で潜在保育士というふうな形で把握している人はいません。ただ、保育士のOBの方もおりますので、これからそういった人材も活用しながら保育所を運営できればと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 60ページの5の福祉の町推進費でございます。ここに該当するかどうかはちょっと定かではありませんけれども、1月20日に文教民生常任委員会の所管事務調査というようなことで、厚生委員さんとスマッシュ長沢さんにちょっと視察に行った折のことでございます。スマッシュ長沢さんのほうで非常に運営に苦慮しているよというようなことで、その当時入所している方が2名程度というようなことで、非常に運営に苦慮しているというようなことでありましたけれども、昨日ちょっとお伺いして、今後の予定などをお伺いしたら、4月から恐らく10人ほどになるのではないかなというふうな、大変いい話を伺ってまいりました。それに伴って、送迎用の車が非常に不足してきたというようなこともありますし、たまたま今回、今回というか今年度は雪が少なく、事務所の職員だけで対応は何とか間に合ったというようなことでございますけれども、そういった本来契約する段階に当たっては、町からの補助を受けないというようなことで当初スタートしたわけでありまして、今後、やはり必要な、こういうふうな施設だと思いますので、今後そういった除雪とか、そういった関連に関する町の補助等々とは、今後考える余地はないか、考えていくべきか、そこら辺お伺いしたいと思います。

税務福祉課長 ただいまのご質問の送迎用の車種の件なんですけれども、こちらのほうにつきましては、昨年の開所前に日本財団のほうに要望しておりますけれども、何せ競争率が高いために、ちょっとまだそちらの方での該当にならなかったのではないかなというふうに思っておりますので、また今年度申し込みあるかと思っておりますので、そちらのほうでまた申し込みをさせていただきたいというふうに思います。ですが、これも法人のほうなので、その情報を提供したいというふうに思っております。

それから、除雪等につきましては、ことしの冬は雪が少なかったためにそういう余り困ったというふうなお話は聞いていないんですけれども、まあ屋根から落ちると雪で塞いでしまうというふうな状況もありますので、そこら辺につきましては職員体制の中で男の方が2名ほどずっといらっしゃるようですので、随時行っているようです。あと、町の除雪車についても、一応中のほうまで行って掃いてくれているというふうな状況となっておりますので、それらについて継続するような形で町のほうで業務を分け合いながら施設が順調にいくような努力をしていきたいというふうに思っております。

1番 あそこに関して雪の問題は保育所時代からそうでしたけれども、正面でなくて裏が問題なんですよ。一度おろして2回目というのはもう重機を搬入しないと、掘らないとできないというようなこともありますので、そこら辺を十分に町当局でも勘案しながら、できるものはできるというようなこ

とで援助していただければというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

6 番 先ほど 2 番議員からありました社会福祉協議会でございますが、済みません、58 ページ、3－1－1 社会福祉総務費でございますが、協議会に対しての補助金 770 万円、前年より 200 万円ほど増加してございますが、先ほどの教育次長のお話で民営化のための準備ということで、計 4 名の方の増員という話でございますが、4 名ですとこの 200 万円では足りないですよ。この 200 万円について伺います。

税務福祉課長 こちらの補助金につきましては、民間委託の部分については入っていない内容になっております。今社会福祉協議会の職員を介護のほうの包括支援センターのほうに委託しておりますので、通常であれば 1,300 万円ほどの補助金を充てていたんですけれども、こちらについては五百何万何がしが正職員残る 1 人の分の賃金であったり事業費、そして 200 万円ぐらいにつきましては、上乗せした分については臨時雇用をしている関係で、そちらの賃金相当の分合わせた 770 万円というふうな内容になっております。

6 番 そうしますと、さっきの教育事業の話の 4 名の方の分というのはどこから引き出してくるんですか。

教育次長 先ほど申し上げた 4 名というふうな職員体制につきましては、平成 29 年保育所を社会福祉協議会に委託をした段階での社協の体制を想定していると。

6 番 はい、失礼しました。そうしますと、先日的一般質問でも申し上げましたが、もう 1 年しかない、想定した日からもう 1 年しかないということで、この 1 年間で先ほど 2 番議員からありましたけれども、今の状況で対応は可能だと、立ち上げるに準備委員会なりそういうするについても今の体制で十分だという判断なのでしょうか。

教育次長 保育所の運営につきましては、具体的に運営しているのは教育委員会です。そして、法的な、例えば保育料であったり、入所の受付等については税務福祉課のほうでやっております。社会福祉協議会の体制等の整備につきましては、福祉のほうの職員が、それから運営につきましては教育委員会のほうで 1 年間機能分担しながら委託に向けて頑張っております。

委員長 ほかに。

7 番 それでは、同じ項目の保育所費について質問いたします。

今現在の保育所の職員体制、たしか正職員が 3 名、以下臨時職員が二十数名ということで、そこに業務内容の格差だったり、賃金の格差があるので、そういったものを打開するために社会福祉協議会というのが出てきたんだと思います。しかし、今聞いた社会福祉協議会のこの内容を聞いてみますと、社会福祉協議会に今 2 名いるのを 4 名体制にして保育所を運営していきたいという話ですけれども、今この 27 名いるという職員の中で、そうすると社会福祉協議会の正職員は 4 名で、以下臨時職員での雇用というふうになってしまうとすれば、大した今と変わらないような問題が起きてくるのではないかなという懸念が出てくるわけですが、そのあたりはどのように考えておるんですか。

教育次長 私の説明不足でした。社会福祉協議会の事務をとる側の体制が 4 名でありまして、具体的に保育所で現在 27 名がいまして、臨時の方が 24 名です。そのうち 14 名が有資格の保育士なんですけれども、今回、社会福祉協議会のほうで保育士を採用しながら条項に近いような形で保育所を運営していきたいと。ですから、4 名というのはあくまでも事務方の想定でありまして、実際に運営するかどうか、保育所のほうではなるべく採用しながら就労環境の改善を行ってまいります。

7 番 そうしますと、その保育士さんは社会福祉協議会が事務方だとすると、その保育の先生は町の職

員ですか、社会福祉協議会員ですか、どこの部署になるわけですか。

教育次長 社会福祉協議会のほうで雇用する形態になります。そして、今現在町の職員が3名おりますけれども、29年4月には1名退職して2名残ります。その2名の町職員の対応につきましては、例えば金山のほうでは新しい幼稚園のほうに派遣をしておるようです。本町につきましては、派遣をするのか、あるいは町のほうで引き上げるのかと、そういった検討をこれからしてまいります。

7番 もう一回明確に聞きます。今の想定で社会福祉協議会が雇う社会福祉協議会の社員ですか、それとも社会福祉協議会が雇う臨時職員ですか。質問いたします。

教育次長 現在の想定では臨時職員ではなくて、社会福祉協議会の職員としてある程度の保育士を確保したいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

6番 同じページかと思いますが、64ページの13-2-1の児童福祉総務費の中で、きのうまたやりましたファミリーサポート給付金1,300万円、これについては先ほど税務福祉課長の説明もございましたが、地方創生絡みで先行型交付金ということで昨年度実施しましたが、それがなくなったということで、今回28年度は地方債を起こしてやるという計画でございしますが、もう半額の助成をしているわけですから、今さらやめるわけにいかないと町長のお話もございました。私もそのとおりでと思いますが、この財源の確保ですね、今後ともずっと地方債を起こして、まあ財源がないわけですから、そうするしかないかと思いますが、この辺地方債を起こして、ちょっと表現悪いかもしれませんが、起こしてまで半額を助成していくのか、いかなければいけないと思うんだけどね、そのあたりの今後の財源の確保あたりを町長のお考えあればお伺いしたいと思います。

町長 やはり行政の継続性という観点から、保育料の2分の1というふうなことで、これを継続していく必要性はあるんだというふうに思っております。財源の確保につきましては、ソフト過疎というふうなことから、今年度手当をいたしました。ソフト過疎については昨日に過疎自立計画を認定していただきましたけれども、その中に含まれており、まずは5年間、その財源については確保されているものというふうに思います。その5年以降については、その過疎債のあり方等々を研究しながら、さらには不確定要素のあるふるさと納税関係の基金等々も見なければいけないかなとは思いますが、とりあえず、まずはソフト過疎のほうで5年間の財源を確保していきたいというふうに考えております。

6番 私も次に言おうとしたのはこのふるさと納税の基金の活用でして、先ほどの過疎債5年間、ちょっとお伺いしますけれども、この5年間、例えば1,300万円、28年度組んでしまえば、1,300万円が5年間なんですか、その年度、年度で、例えば1,000万円にして、あと300万円はふるさと納税から持ってくるとか、そういう変更は可能なんでしょうか。

財政管財班長 財源の組みかえは可能でございます。以上です。

6番 であれば、この5年間過疎債使うのは結構でございますが、できるだけそっちのほう少なくして、ふるさと納税がこれからまたどんどんふえてくれば、そっちのほうの基金から取り崩してこっちのほうに埋めるような仕組みをしていけばよいかなと思います。答弁いりません。

委員長 ほかにございませんか。

8番 62ページの老人保健事業費についてお伺いします。今回、精査を要するから今回一応ゼロというふうなことで予算上げておりますけれども、今町長言われましたとおり、施策の継続性からいきますと、これはぜひとも精査をした上で実行に移していただきたいなと思います。これは堀内小学校跡地の施設の内容だと思いますけれども、あそこに施設を建てることによって地域雇用が生まれてき

ます。そしてまた堀内地区の市域活性化もできるかと思いますので、この辺を前向きに考えていただきたいと思います。その辺の考え、町長の考えをお伺いします。

委員長 休憩します。

午後 2 時 1 7 分 休憩

午後 2 時 1 9 分 再開

委員長 再開します。

2 番 63 ページ、除雪サービス扶助費のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

これについては、間違ったら申しわけないんですけども、間口除雪とか、高齢者の雪おろし対策費だと私は思っているんですけども、これもやってもらって確かに、本当にありがたいんです、このことに対しては何ら異議もないんですけども、前にちょっとある地域で 80 代の老夫婦が屋根に上がってしたということを町長にお話しした経緯もありますけれども、間口、ここの項目にないものですから、これからのことを考えたとき、やはりひとり暮らしは当たり前なんですけれども、夫婦で 80 代にもなって困っている方々に対して、やはり何らかの項目をこれからつけ加えていくつもりがあるのかお伺いしたいと思います。

税務福祉課長 高齢者除雪サービスの扶助費につきましては、27 年度から内容等も含めて見直しをさせていただきました。それを反映しての 28 年度の予算になっております。玄関先については 700 円から 800 円、あとは屋根の雪おろしにつきましては 1 万円から 1 万 2,000 円、あわせてその回数につきましても 2 回を 4 回にというふうなことで、それで 150 万円ほど上乗せのお金となっております。今の要望ありました件につきましては、やはり老人世帯が多くなっておりますので、そちらの方々につきましては協力員というようなことを設けまして、ボランティアでやっていくというようなことになっておりますけれども、なかなかその協力員が見つからないのが現状でございます。といいますのは、協力員であった方がまた高齢化して、自分が「もうやれないわ」というふうな声も今回、何回かありました。そんな中で、今回地域整備課のほうでそれらを一体的な形で新しい事業の取り組みというふうなことも考えておるようですので、そちらのほうと協力をしながら体制づくりをしていきたいというふうに思います。

2 番 ありがとうございます。やはり、まさに今課長がおっしゃったとおり、老老介護と同じなんですよ、雪おろしも。地域を回ったって若い人がいない、かなり人材不足、その今転換期に本当に差しかかっていることは事実だと思います。やはりこれからどうやってそういう人材を、やはりボランティア、ボランティアといっても、そんなにやっぱり皆さん全てできるわけでもないし、やっぱり地域におとすのも一つの手なんですけれども、やっぱり地域でももてあますことも多々あると思うんです。そういうこともやっぱり町がリーダーシップとして、こういう人を、ボランティアじゃなくて、こういうふうに町が率先して何人か委託して、本当に困ったところにはその方々を人材として派遣するとか、やっぱりそこまで踏み込んでいかないと、本当にこれからの、ことは本当に雪が例年になく少なくて済みましたが、来年はまた豪雪になるかもしれませんので、やっぱりそういうことも踏まえて、やっぱりこれからきちっと検討していただきたいと思いますので、そのことについて町長一言お願いします。

町長 小国委員の言われていることについては、十分この選挙戦の中で認識をしたところでございます。私の公約の中にも雪の苦労を減らすというふうなことで申し上げておりますように、その辺については十分検討していくということで、今地域整備課長を中心としまして、税務福祉課、まちづくり課と

いうふうなことで、自助・共助・公助というふうなことの取り組みを、基準づくりをどうしたらいいかというふうなことで今進めておりまして、早速この 24 日あたりに町内会長さんと民生・児童委員さん等との協議をした中で、そのルールづくりというふうなことを検討していくというふうなことでございますので、何とか今年の雪降る前までにはそういったルールができて、それを実施できるように努力してまいりたいと思います。

2 番 満額の回答ありがとうございます。まさに、やっぱり限られた予算です、舟形町の予算、その中でやっぱり見直すところは見直して、やっぱり使うべきところにはきちっと使うという、そういう町政をこれからもやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 そのほかにごいませんか。

6 番 60 ページでございます。3－1－3 老人福祉費、61 ページのほうの（2）の 2 番目の老人福祉事業の項目でございます、下から 2 段目、徘徊高齢者家族支援事業補助金 5 万円でございますが、これは前年度まであった徘徊の方の探知機のシステムのことなんでしょうか、違う事業なんでしょうか。事業の内容をお伺いします。

税務福祉課長 今申された内容の補助金になります。このたび、28 年度から徘徊探知機の加入料のみの補助をやっていたんですけれども、なかなか購入する方もいらっしゃらなくて、それが広がらないというふうなところもありますので、認知症の方を支えるというふうな観点から、広くこの制度を利用してもらいたいというふうなことで、このたび機械の購入費、そちらについても補助を広げたいというふうなことで、加入料プラス購入費というというふうなことで、ちょっと予算は少ないのですが、そういうふうなところでの補助金の要項をつくったところでございます。

6 番 そうしますと、加入費プラス購入費ということで、一人頭幾らぐらいの概算で係る予定なんでしょうか。その上での 5 万円の積算だと思いますが、何人ぐらい想定しているんですか。

税務福祉課長 5 万円の内訳としては、2 人分という中身です。加入料が 5,000 円程度です。器械購入についてはさまざま機能があるものについてなど、あと購入先によって金額がまちまちなので、まずは 2 万 5,000 円以内の補助金というふうなことで考えております。2 万円の機械の分、さらに加入料というふうなことで 2 件分を想定した内容となっております。

6 番 前にも何か事故があつて、新庄で発見された方がおったようですが、おの 2 名という根拠といたしますか、ちょっと余り詳しく質問しづらいんですが、そういうことを想定して税務福祉課のほうで把握をしていらっしゃると思うんですが、その想定の方といたしますか、何て言えばいいのかな、各町内に行って民生委員の方から話を聞くとか、そういう形でこの人数の想定をされておるんでしょうか。どんな形でやっているんでしょうか。

税務福祉課長 この制度につきましては、たしか四、五年前かと思いますけれども、老人の方が行方不明になってというふうなことでつくられたものですが、今のところ登録者というふうなことがないんです。いないというふうな現状もありますので、これから周知も含めてその警察とも連携というふうなこともありますし、そちらの中でとりあえずではないんですが、まず 2 名分を確保しながら、あと登録者がふえれば補正対応というふうなことで考えておるところでございます。

委員長 ほかにごいませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 3 款民生費について質疑審査を終結いたします。

ここで 40 分まで休憩といたします。

午後 2 時 29 分 休憩

午後2時42分 再開

委員長 再開します。

第4款 衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第4款 衛生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 70ページ、診療所費でございますが、工事費で1,100万円計上になってございます。診療所の屋根の修理という話を聞いてございますが、毎年診療所にかなりのお金といたしますか、修繕費等を投じております。町の医療機関ですので当たり前なことではございますが、今の場所でございますけれども、駅の近くで大変に、通う方は便利かと思いますが、立地条件といたしますか、坂の上に建っている、駐車場もちょっと下のほうにあって離れているという、ちょっと病院にしては立地条件が余りよくないかと私感じております。今後長いスパンで見た場合に、あの場所でのいいのか、また、先生は原田先生いらっしゃいますが、今後のといたしますか、まだ若い先生ですのでずっと町で頑張っていただけたと思いますが、診療所の今後のあり方等々について町長のお考えがあればお伺いします。

町長 原田先生を招聘したのは昭和50年代の話だというふうに認識しておりますけれども、その当時いろいろ検討した結果、公設民営という形で診療所というふうなことで、場所についてもいろいろ検討したように記憶しておりますけれども、その後、今の駅のところというふうな形になっていたと思います。今後の診療所のあり方でございますけれども、まずはやっぱり招聘したこともございまして、原田先生を中心に舟形町の医療をしっかりとしたものにしていかなければいけないというふうには思っております。ただ、先生にも毎年、毎年、高齢化というふうなことで進んでいくというふうなことでございますので、いずれかの時点で今後どういうふうに町の医療をやっていくかというふうなことについては検討しなければならない時期が来るとは思います。その際に今の場所でのいいかどうかということも含めて検討をする必要があるのかなというふうに思っております。

6番 町長のお考えわかりました。まあ冒頭に申し上げましたあの場所がバス停なり電車の発着駅でございまして、利用する方に一番よいのかもしれませんが、先ほど申し上げましたようにちょっと建っている場所がちょっとああいう坂の上といたしますか、ああいう条件なもんですから、同かなという方もおりましたので、今後何か町全体の医療のあり方等々考える機会がありましたら、ご検討よろしくをお願いします。答弁ありません。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第4款 衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款 労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第5款 労働費の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第5款 労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款 農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 ここで、6 款の質疑に入る前に、3 款 民生費の 6 番委員の質問に対して税務福祉課長より答弁があります。

税務福祉課長 最初に、軽自動車検査情報市町村サービス利用料 5 万 1,000 円の中身、内容につきましてですが、28 年の 4 月から税制改正によりまして、軽自動車について重加算、それにグリーン化特例というふうな制度によりまして、重税減税というふうな形の税が加算されます。そういうふうな関係で、山形市にある自動車協会のほうにその検査情報を利用したいというふうなことで、その利用料金というふうなことで積算している内容でございます。内容としましては、今軽自動車、軽貨物で登録している 4,200 台、これに 1 件 11.2 円、それに消費税を合わせて 5 万 1,000 円の予算化をしたところでございます。

続きまして、52 ページの不動産鑑定業務委託料につきましては、評価がえが 3 年に一度ありますけれども、今度評価がえが 30 年の 1 月 1 日を基準にして行われます。その 2 年前に鑑定評価をする準備があるというふうなことで、こちらにつきまして 27 地点の評価業務とあわせて移転申請 4 地区、4 地点というふうなことでそういうふうな計算のもとに 200 万何がしの金額になっているというふうな状況です。

委員長 ただいまの答弁は 6 番委員の質問に対して行われたわけですが、6 番委員の質疑には 2 回までというふうに今なっておりますので、再度ありましたらお願いいたします。

6 番 質問ではございませんが、今回の 28 年度の予算は暫定予算ということで、必要なものだけということで計上しておるわけでございますので、これ新しく事業を起こす、盛り込む場合はよく中身を理解の上、計上するべきだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

委員長 両方に対してということでもいいですか。回答は。（「いらないです」の声あり）

それでは、これより、第 6 款 農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

2 番 83 ページの担い手育成総合支援事業とありますけれども、この金額で何名の方が今これに取り組んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長 まず一つ目ですが、今現在担い手農業者、認定農業者等については 110 名になっております。新規就農者関係ですが、この中にもあります青年収納給付金については 4 名分を想定しているというようなことで、150 万円の 4 名分になります。一番下の新規就農者支援等については、農業大学の授業料等の補助ですが、この辺は 1 名現在いますので、その方というふうなことで、それから機構集積金については経営転換協力金ですので、ここについては何名入るというようなことはまだ未定なんですけど、このくらいの予算はとるというふうなことで、毎年置いている予算になります。暫定的な予算になります。

2 番 今、新規の新規就農も確かに大切なんですけど、なかなかいないのかなというのが私の中の考えなんですけども、やはり担い手さえなかなかいないのが現状なんです。私のうちもしかり。やっぱり何とか儲かる農業、生活できる農業というものをこれからもっともっと模索する、模索し尽くすぐらいの時間しかなかったんですけども、なかなかそこもいけないのが現状だと思います。猫の目農政と言われるこの農政でありますので、来年、5 年先どうなるかなんて誰もわからないでしょう、はっきり言って。しかし、やっぱり今現在、それで収益を上げている農業品目っていうのを町長もわかっているとおりあるわけありますので、やっぱりその辺をもっともっと拡充して、跡取りが残るような農業にしていかなければならない。この意味合いも含めてやっぱりこの担い手事業というのは絶対必要だと思いますので、何とかこれからも継続してやってもらいたいと思います。

委員長 答弁は。

産業振興課長 議員がおっしゃられるとおりで、担い手の確保が一番の喫緊の課題かなというふうには考えています。この担い手についてもやはり、言われるように、後継者が断然少ないというふうな状況もありますので、町長の話にもありますように、この担い手確保に向けての取り組む事業についても今後続けていきたいというふうに思います。

2番 やはりこの基幹産業の農業というものを、やはり何というか業者というか会社持ってきてくださいという意見もありますけれども、よく考えればそんなもの来るわけがないわけでありまして。撤退する企業があっても、企業がここにどんとすばらしい企業が来るなんてことは夢物語なわけでありまして、やはり足元を見たときに、あるいは休耕田、耕作放棄地等いっぱいありますので、その中で生活できる農業というものをこれから町としても何としてもつくっていかなければならないと思いますので、町長、その辺についても何とかやってもらいたいと言っていたいただければならないと思いますので、お願いという言葉使いたくないので、ちょっと言葉出てきませんけれども、やっぱり決意を持ってやっていかなければならないと思います。そのことについて一言お願いします。

町長 小国委員の言われることは大変よく理解できますので、そのように努めていきたいというふうに思いますが、やはり基幹産業である農業といいながらも、なかなか基幹産業としての位置づけ、きちんと農業経営ができていう方は少ないというふうに思いますので、その方をしっかりと支えていけるような形の支援を考えていきたいというふうに思いますので、議員の皆様を初め、いろいろなところで協議なりご支援を賜ればというふうに思っているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

4番 84、85 ページ、15 目営農相談事業費、これ営農相談室という形の中で 27 年度から前の体制を変えて、この対策をしていくというふうな形になったんじゃないかという思いがあるんですけども、今現在、前のページにあるように、地域連携推進員というような形の中で指導されて、まとめ役の方がおろうかと思えますけれども、ここにある推進指導官賃金 36 万円ですか、これの中身をお聞かせ願います。

産業振興課長 この中身については、現在山形のほうから悪七幸喜さんというふうな方が来て、新規作物等の指導、それから既存の作物の指導というふうなものを行っていただいています。あわせて相談事務も土屋さんと一緒に行っているという形の中ですので、その方の賃金というふうになります。

4番 前の実践塾のような形の中の、一旦それを営農相談室というような形の中で、ある程度の区切りで変えていくというふうな形になったわけです。それで、その前におられた悪七さんという方が、また再度 4 月からというふうな形、今現在そうだというふうな形なんではないかな。継続というか、復帰するというふうな形のように思えますけれども、確かにその賛否両論いろんな形で地元合うスタイル、合わないスタイルというふうに捉えられているような感じがあらうかと思えます。例えば、今、現時点、行者ニンニク、えらい年数かけて、一体誰が取り組むべといったものの、今現在しっかりとした出荷物になってきて、最上管内ではトップレベルの行者ニンニクが出荷されております。まあ、隣の最上町から見れば 1.5 倍からへたすれば 2 倍の単価かなというふうな形の、しっかり取り組みばそういう姿が見えてこようかと思えます。まあ、2 番議員も言われたとおりに、この人を置いたから、それだけに頼るのではなくて、その人をいかに使うかだと思います。どのようにその辺こなしていきますか。

産業振興課長 大変、悪七さんには、県の農林水産部長というふうなときからいろいろな技術や、それから県とのパイプもありますので、そこら辺の、舟形の農家の方にもそういう知識等を取得させると

いうふうなことにいろいろご指導いただければというふうに考えています。なかなか難しいです。

4 番 大変、大変、大事な産業に育てる農業であります。今 2 番議員も言われました農業の担い手はいないという言葉があります、担い手を育成すると。ところが、農業の担い手をつくる前に、農業をしっかりとした産業にすれば、産業としての担い手はいないわけではありません。今、現状、農業の後継者、担い手は少ないと言われてはいますが、しっかりと舟形町の基幹産業と町長も言われますけれども、しっかりとした産業に育てることができれば、産業の担い手はしっかりと育ちます。そういった意味で、町長もいろんな形で県のパイプをつなぐという言葉を出しますが、県の農林部長まで行かれた方、いろんな視野、ノウハウがあるかと思います。いかに使うかです。あの方を利用して、今現在農家をやっている方もいるわけです。しかしながら、一極集中する関係上、それを毛嫌いする方もおろうかと思います。いかに溶け込むような形で産業を伸ばしていくか、ぜひ、今後振興課の課長の手腕次第だと思います。頑張るように。

委員長 答弁は。（「答弁しっかりしてください」の声あり）

産業振興課長 今議員がおっしゃるとおりに、農業を一つの産業というふうな形に持っていくようなことで努力するというようなことに改めて決意を申し上げたいというふうに思います。

委員長 そのほかに質疑ありませんか。

1 番 同じページでございます。2 項の 1 目林業振興費の中で、イノシシ用捕獲器購入費 10 万円計上になっています。非常に今イノシシふえてきたというような話聞きますけれども、これは何器購入する予定ですか。

産業振興課長 今現在 1 器でございます。それに 1 器ではどうしても捕獲するに足りないというふうなこともありまして、もう 1 器だけそろえさせていただいて、2 器で調整するというふうに考えております。

1 番 この捕獲器購入しまして、どこかに委託して設置するんですか、それとも役場の職員が設置するんですか、お伺いします。

産業振興課長 舟形町のほうに猟友会がありますので、その猟友会のほうに委託というふうな形でお願いする予定にしています。

委員長 ほかにありませんか。

6 番 それでは、78 ページお願いします。6-1-4 農業振興費。右のほうの事業の中で、元気な 6 次産業云々がございます。1,600 万円。事業内容を見ますと、舟形マッシュさんで農家レストランを今度建てるということで、補助事業と、あと町の持ち出し 100 万円ということでございますが、このプランというのはどの程度進んでいるのか。あわせて、この申請があった時点でこのレストランですから、客商売です、運営計画といいますかそのあたりを確認されての採択をされたのかお伺いします。

産業振興課長 元気な 6 次産業化応援プロジェクト事業補助金ですが、対象となるのは今おっしゃられたように舟形マッシュルームさんで、農家レストラン。それともう一つが試食販売スペースというふうな形をとらせていただいています。県の 3 分の 1 事業、それに町が 10 分の 1 というふうな形のもので、今回支援するとういふうになっていますけれども、事業内容についても長沢社長のほうとお話をしまして、具体的に計画づくりは実際の息子さんのほうとやっているわけですが、ある程度これでいくと人が集まり、さらには周辺の温泉なり、それからほかの施設にもかなりの期待ができるものがあるのではないかとというふうな形だったものですから、この事業に手を挙げさせていただいて、県の審査も受けまして、このような形になっています。

6番 今の課長の答弁ですと、この程度であれば人が集まって何とかやれるという話でございしますが、具体的にこのレストランをした場合に、どれくらいの集客があつて、売り上げがどれくらいあつて、この事が成り立っていくかというところまでは精査をしていないんですか。

産業振興課長 事業費で4,500万円というふうな形であるものですから、当然事業計画はあるはずですが。今、ただ手元のほうに資料がちょっとないので、これについても後ほどできているものをお渡ししたいというふうに思います。

委員長 ただいま、資料配布あとからということですから、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのように扱わせていただきます。

ほかにありませんか。

4番 全く同じところであります。マッシュルームさんの当初の計画、最終的に農家レストランをやるスタイル、それが一大プロジェクトだというふうな構想が当初から日本一を目指しながらあつたわけですが、町のほうもいろんな形で協議したかもしれませんけれども、農家レストランするということは人が来ると。今現在もひっきりなしに観光から、見学から、ひやかしから、えらい数のバスが来る計画は3月いっぱいまであるそうです。その中で、事前稼働から、今検査受けての本稼働に入っているわけですが、町でも恐らく聞いておろうかと思ひますけれども、一関近隣、もしくは温泉の働く人、お客さん、あのにおいの抵抗感の苦情等は伺っておりますか。

産業振興課長 そのにおい等の話についても、以前町づくり課のほうからも紹介いただきまして、その内容について確認はしています。社長のほうに確認しました。今現在建てている施設については、そのにおいはほとんど出ないというふうに私たちは確認をしているところですし、今回つくりましたトンネルシステム、それによつてもそれが発生しないようなものになっているんだというふうなことで確認はしております。直接現場に行つて確認したというふうなわけではないんですが、そういう話しで認識していたところです。

4番 あのにおいになれた人であれば、何らにおわないという言葉出そうかと思ひます。私も物心ついたころにはうちの家でもマッシュルームをつくつておりました。非常に頭が痛くなるようなにおい。人の温度差があるんです。そういう状況の中で、一関町内の方では、窓も開けられないと。温泉に来るお客さんはにおうと。働く人もにおう。そんな感じで、どこに矛先を向けたらいいかというふうな形の状況が今発生している。恐らく町の職務の方々もその話をきいたら知らん振りというふうな形が、恐らくなろうかと思ひます。しかしながら、今住民訴訟を起こすと住民のほうの方が勝つてしまひます。いや、株式会社キリウも緑地帯を設けるような形を必死にして今頑張つているところでもあります。そういうような状況の中で、いかにマッシュルームの規模拡大にやっぱり一翼を担つて町が協力するためには、やはり今から言つてもどうしようもないんだけれども、あの場所では間違いなく間違いだつたと思ひます。私は当初からそういう考えありました。それで、観光客が来るということになれば、今課長が言われたのは恐らく社長から聞いた言葉かと思ひます。もちろんマッシュさんでもゼロミッションというようなものを立ち上げながらやつております。まあきついことを言えば、放射能と同じというふうに言ひませんが、ゼロミッション、要するににおいまでもなくすると。初めてそれでゼロミッションだというふうな形を私は捉えます。そういう状況の中で、しっかりとした、これからも見ていかなければいけないんじゃないかなと。人が来れば来るほど、開放して、あけてみせなければいけない。出入りが激しくなると。ましてやあの状況で、毎日のようにダンプで残渣を、仕込むやつを持ってくるわけです。ゼロというのは限りなく厳しいわけです。そういう状況の中で、学校のこれからの中学校の移転、教育ゾーン近いわけです。そういうような形の中で、今後かなりの問題点

が出てくるかと思いますが、そこら辺はどのように考えておられますか。

産業振興課長 いろいろと今の温泉の下のほうにつくる際にも、いろいろ町内の方とかその他の方といういろいろ話をしながらあの場所にというふうな形にはなっているようですが、その問題が発生するというふうなことについての類いについては、その問題が起きる前に、再度そのマッシュさんのほうにも確認をしながら対応したいというふうに思っています。

4番 マッシュルームさんにだめだという形の意味で発言をしているわけじゃないんです。やっぱり町の産業としてしっかり周りを見て支えるためにも、これからはきちとした形の中で助言をしていかなければいけないと思います。経壇原地区のほうであれば、あそこに太公望が来る方が、あそこで釣りをするのも嫌だというような形。あそこで釣ったアユは、釣った大会のアユは、大会の人が持って帰らないそうです。町のほうに寄附するそうです。「それ町の人食うんだよね」というふうな言葉で言われるそう、その後は想像してください。というような形の中で、今後、さらににおいをちゃんとマッシュのほうに向けて、目をそらさないで、お互いに共存できるような形の中でしっかりと協議していくべきだと思いますので、町長、一言お願いします。

町長 佐藤委員のほうから最終的に私のほうにお鉢が回ってきましたけれども、一つはやはり日本の3番目の企業だと、企業というか農業生産法人だということが一つあるし、その産業を伸ばしていこうというふうな意味だというふうなことで、佐藤委員のほうからもありましたので、町としてやっぱり産業として伸ばしていく部分、それからあわせて住民のほうに今においの問題がありましたので、そういったものについての対応というふうなこともひとつしっかりとマッシュさんのほうとお話をさせていただくというふうなことになるかと思います。そこは産業を伸ばしつつ、近隣住民の皆さんに迷惑のかからないように努力していくというふうなことだだと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

8番 83ページの体験実習館管理運営費についてお伺いします。

最近、私も余り猿羽根山に行っていない関係かよくわからないんですけれども、体験実習館の利用状況なり活動が全然見えてこない。これ、3年ぐらい前、指定管理者制度を使って山形の会社の方がお見えになったやった経過がありますけれども、その内容も全然わからないし、議会にもその収支というのか、活動の状況も全然報告がないということで、全然見えないんですけれども、ここのわかる範囲で今の置かれている状態、管理状態、お聞きしたいと思います。

産業振興課長 体験実習館については、まず利用者等については、ここ数年、いわゆる指定管理をする前と同等の数字には平均してなっているのかなと。収入のほうについても300万円というふうなものが入っているのかなというふうに思っています。ただ、利用している方が以前ですと町内、いわゆるスポ少も含めてですが、町内の方があって、かなりの利用度もあったのかなと。ただし、お金については減免措置もありますので、そんなにはないというふうなことなんです、今利用する人たちが変わってきているというようなことで、それは今指定管理したその東北エコリサイクルネットワークさんの努力かなというふうなことで、評価はしているところです。舟形の子供たち、地域の子供たち、それから最上郡内の方々というふうなことじゃなくて、もう山形市内、それから町外、県外からもさまざまな形での大学生なり、それから高校生なりが利用しているというようなことで、かなりPRをしながらそこを利用させていただいているなということで評価はしているというふうになります。

今回、指定管理というようなところで、説明を申し上げたときも歳入・歳出のほうについてはご説明申し上げましたけれども、ほとんど儲かってないというふうな状況にあります。

8番 この体習館については、町の金で建てた建物でありますし、端的に申しますと町、町民が今現在

全然メリットがないというような形の感じなのかなと、私なりに理解はしております。それで、今回も管理委託料として 366 万 4,000 円ほど上げておりますけれども、予算計上しておりますけれども、この辺の価格も指定管理者と話しながらやった結果だと思うんですけども、何も町民にはメリットないとすれば、もう少し管理料を安くできないものかなと思います。その辺伺います。

産業振興課長 委託については毎回その東北エコリサイクルネットワーク研究会さんと話しをしながら進めているわけですが、本当に必要な料金、必要な部分というふうなことで委託を結ばせていただいているというところが正直なところかなというふうに思います。町のほうからもあそこの管理人とする町内の方を賃金で雇うというふうなことについても、この中に当然含まれていますので、本当に維持管理をしていただくのを本当に安い金額でなっているのかなというふうには判断しているところです。

8 番 私たち町民にもいろんな形で体験実習館を利用しながら、指定管理者さんたちにもやっぱり協力しなければならないという気持ちはあるんですけども、我々議会にも毎年ではなくてもいいですから、この経営状況な、経営状況、これから問題点は何があるのかと、そういう報告があってもいいのかなって思いますので、その辺の指導どなっているのかどうかお聞きします。

産業振興課長 先ほど申しましたように、利用者の増というふうなところとか、それから実習館を利用してのイベントとか、さらには町に対するイベントの提案というふうなところとか、いろいろな部分で逆にご指導いただいているというふうなところに、今状態です。一つが 6 月に開催されますヒストリックカーミーティング、これについても実習館のあの研究会のほうから提案をしていただいて、ここ 3 年間ぐらいやらせていただいているという経過もありますし、その際には当然実習館に前泊というふうな形でそのオーナーさんたちとの懇親会等もやるような、そういうふうなことで利用者を上げるというふうなこともやっておりますので、その辺の活動についてご報告できる際の場合があれば、今後続けて皆さんのほうに周知したいというふうに思います。

町長 8 番内委員のほうから町とか町民にとってメリットがないというような発言がございましたけれども、町のほうでは指定管理者制度を使って指定管理をすることで、その維持管理等について経費を軽減できているというふうなことでございますので、メリットがないというふうなことをちょっと誤解するような答弁があったかと思いますが、その点についてはそうではないというふうなことで認識をしていただければというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6 番 1 点、84 ページでございます。6-2-1 林業振興費、右のほうの枠の中の森林所有者情報システム整備委託料 440 万円、新しい事業ですが、この委託料というのはどこに委託されて、今の状況とどんな変更があるのか、そのあたり伺います。

産業振興課長 この情報システム整備については、県からの補助金で 180 万円ほど入っているわけですが、さらにはこの所有者については今までシステム化といいますか、森林を把握するに全て写真等でしか把握できなかったわけですが、航空写真で撮ったあの写真等でしか把握できなかったわけですが、それではやはり的確な位置関係なり、それから所有者なりというふうなものが把握できないというふうなことで、全てシステムの中に入力しまして、それを適時に森林整備をする際のものに使うというふうな形をとっている内容になります。委託先については、これから入札等を行いまして、また改めて行うというふうにしておるところです。

6 番 ちょっとよくわからないんですけども、これをするによって、今まで航空写真、平面しかわからなかったのが、どういうふうな仕組みでわかってくるのか、もうちょっとわからないんですけど

も、立体的に私の山がそこに、裏の山にあれば、その分ここからここまで私の山だという線があって、木が何本あってとか、その木を売れば幾らぐらいになるのかというところまでわかるんですか。

あと、もう1点、その委託先、これからだというんですけど、これからにしてはこの予算の計上440万円どうやって積算したのかちょっとわからないんですけれども。

産業振興課長 済みません、じゃあ申しわけございませんが、この内容についても詳細のやつ、440万円をはじき出したときの詳細のやつについては後ほど提出させていただきたいというふうに思います。

6番 それでは、後で詳しくお願いをしたいと思います。同じこと何回も言いますが、せっかくここに精査をして町長が削った残り分を出しているわけだから、その内容を一字一句質問されても、内容をちょっと説明できるような体制にしておかないと、町長自身があきれて笑っているような状況ではうまくないかなと思うんです。そのあたり今後ともよろしくお願いします。

委員長 そうしますと、資料については後ほどということでもよろしいですね。（「はい」の声あり）

4番 6番委員の追っかけ女房じゃないけれども、手挙げるの遅くてまた同じ質問になろうかと思えますけれども、この440万円というのはシステムを委託するというのは単年度なのかな。要するに、ずっとそのシステムを使い続けるというような形で管理し続けるから、ずっとある程度の費用がかかり続けるのではないかなというふうな感じがします。今、衛星を使いながら農地・山林を管理するということは、今さかんにやられているような状況であります。例えば水田地帯、畑地帯でもそうですけれども、衛星からその養殖、色、ぐあい、さまざまなものを見て、気象状況と絡めながら営農指導計画を立てるというようなやり方。森林であればやはり誰ぞのものやと、どこを順番に伐採して植えかえするという計画を立てる、そういうまでもいくのかなと思います。まあ後で答えていただければと思いますけれども。

世の中はアベノミクス、我が町はモリノミクス、森林を県が頑張って力を入れようとしております、再生エネルギー。森町長、モリノミクスの考えを伺いたいと思います。

町長 モリノミクスは吉村知事のほうで言っている森林活用の政策というふうに認識しておりますけれども、先ほど来の方の林部のほうの委託料のやつについても、恐らく正確にはお答えすると思えますけれども、森林を有効活用する上で、今までりんか台帳等々から拾っていくというふうなことで、図面と、それから台帳がうまくマッチングしていかないと。それを有効利用するために情報システムを統一していきましょうというふうな話の中のものだというふうに認識しておりましたけれども、さらに再生エネルギー等々の話でモリノミクスという話だとは思いますが、やはりそこにあるものがやはりないとだめなのではないかと。木質バイオマスとかいろいろあるんですが、やはり金山さんとか最上さんとか、ある程度その木材、林業としての製材される部分のところ、真室川さんもそうですか、そういったところで出てくるものがあって初めて木質バイオマス等々の話なのかなというふうに思いますので、そういった森林を活用するというのは、協和木材等々の進出もございまして、そこは一生懸命町のほうとしても取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思っておりますし、農業大学校にも名前も変わりますし、林業科というところもふえるようですので、新たな総合産業としての林業というものを捉えていければというふうに思っているところです。

4番 大学校の話が出ました。まあ森林科系の学部が新設されます。そこにおいては先ほど青年農業給付金でしたっけか、質問がありました、町では4名ほどおられるようですけれども、この林業に関しても農業バージョン、水田バージョンの、林業青年給付金というもの該当させるような事業がスタートしております。ですので、やはりそういうふうな地域の方に林業を目指す指導も、推進もよろしい

かと思います。今、自分で木を切り出してそれを商売にしている林業の方多く、最近はふえているそうです。地元にある林業の業者もなぜバイオマスとばかりはいきませんけれども、例えば木質ペレットをつくる製造業等々の、何かそういうものを前々とチャレンジをしないのかというふうなことを強く言われます。まあ雪の克雪問題、降雪問題でもそうです、森林に多く囲まれている舟形町、ぜひこの木を伐採しながら計画的にこのシステムを使って、中長期的にやっていくと。山から木を滑らせてくると、滑る段階でチップになり、それが炉に入って燃えて発電をするみたいな形、下に下ってくるとペレットになって落ちてくるみたいな形のスタイルをつくりながら、ぜひモリノミクス、森町長、頑張って挑戦してください。

委員長 答弁は。町長にですか。（「町長にです」の声あり）

町長 多分私のあれの中には森の政策だったような気もしますが、まず佐藤委員のおっしゃられることは重々理解できますので、その辺についてしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、農林業大学校になるんですかな、4月からは。それらに、例えば新たに、新規に入学する際についての支援というものも農業と一緒に考えていくべきものだというふうに思いますので、そういう入学者がいる場合については、舟形町としても同様に支援をしていかなければいけないのかなというふうに思いますので、それらの検討を進めていきます。

あとは、やはりその林業の今後の可能性というものについては、やはりいろいろ大平の伊藤さんなんかは新たに生産法人を立ち上げているというふうなこともございますし、そういった方々とどういったことで舟形町として支えていったらいいのかというところもございますので、その点についてよく話を聞いて、そういった行政のあり方を進めて検討していきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

6番 もう1点だけお願いします。

最後で、86ページでございます。水産業費でサケのふ化場関係でございます。右のほうでございますが、囲みの中の下から2番目の用地購入費100万円でございます。トータルでこの事業が1億8,000万円ほどでございますが、この用地購入費でございますが、前年度もたしか用地購入費ということであったわけですが、またこのふ化場を建設する上で土地を求めなければならなくなっているんですか。

産業振興課長 このたびのこの建設に当たっての用地については、今言われたように昨年度購入させていただきました。この用地購入費については、ボーリングを今回3基敷設する予定です。その裏の用地に係る経費というようなことで上げさせてもらっている用地になります。

6番 そうしますと、このふ化場の建設用地としては昨年度の190万円で済んでおるが、この100万円については今度ボーリングするための用地を買うと、新しく買うんだと。そして、ボーリングをしてその後、何か町長言っていますけども、買うんだということで、そのボーリングした後、その土地はどうなるんですか、じゃあ。

委員長 休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時36分 再開

委員長 再開します。

産業振興課長 大変申しわけございませんでした。町長にも大変失礼なことしました。申しわけございませんでした。

昨年までこの水産業強化支援事業に集中的に今の町長からやっていたものですから、その辺でちょっと私の認識不足もありまして、大変申しわけございませんでした。

この 100 万円については、ボーリングを今回 3 カ所予定していますけれども、そのうちの 2 カ所、2 カ所から配管を水源地のほうからその施設のほうまで引っ張ってくる用地の経費というふうなことになります。したがって、昨年度も用地、先ほど用地は昨年度というふうなことを言いましたけれども、昨年度については沖の原のボーリングをしましたけれども、そこから配管を引っ張ってくるといふふうなところの用地にというふうな形で上げたんですが、ご存じのとおりに出なかったというふうなことなものですから、それは今回おとしています。用地購入については 26 年度で購入したというふうになります。

6 番 そうしますと、昨年の 190 万円、今年度の 100 万円の用地購入費については、ボーリング云々じゃなくて、ボーリング後のその施設までの配管をするためのその用地を購入した経費だということになるんですね。前年度出なかったということで、今年度も出なければまた違うところを探して、また新たな事業をしなければいけないということなんですよ。

産業振興課長 その用地については、当然何百メートルというふうな形で掘るものですから、その下のほうを通る部分……、済みません、申しわけございません。

町長 前担当者として申し上げますと、昨年の 190 万円は沖の原にボーリングをして、そこで水が出た場合に、その掘った場所、ある程度の面積とそこから今のふ化場まで持ってくる送水管に係るところの用地を買収する必要がある場合というふうなことで 190 万円、去年の当初予算に計上させていただいたんですが、沖の原の水については、水質と水量とともに余り好ましくない状態であったものですから、そこはだめというふうなことで、そのほかに旧桜庵のところと、それからもう少し下流側の田んぼの端っこのところに 2 カ所、既にボーリング調査をしている箇所があるんだそうです。そこについては平成 22 年とか 24 年のあたりに調査していて、その水が足りると。しかしながら、サケとアユが一緒になった場合には水量が足りないというふうなことで、もう 1 カ所必要だということで沖の原に掘ったんですが、そこがだめだったというふうなことで、結局のところ場内の既存の井戸があるんですが、そこがちょっと古くなってきて、水量が落ちてきていると。そこを掘り直した場合に水量の回復が見込まれるというふうなことでありまして、既存の井戸の改修といいますか、隣に新しく井戸を掘るところと、桜庵のところと、もう少し下流側の田んぼのところとに井戸を掘る、その 2 カ所分の井戸の用地買収費と、あと送水管って持ってきた場合に、道路通ればいいんですけども、もし地権者の方から地上権の設定等がだめだという、買ってくれというふうになったときに困るものですから、用地買収費を 100 万円計上させていただいているというふうな状況です。

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 6 款 農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第 7 款 商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。明日 11 日は午前 10 時より開会しますので、9 時 45 分までご参集ください。

これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 44 分 散会

平成 28 年 3 月 15 日（火曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第 3 日目）

平成28年予算審査特別委員会第3日目

平成28年3月15日（火）

出席委員（8名）

1番 伊藤 欽一	5番 奥山 謙三
2番 小国 浩文	6番 斎藤 好彦
3番 石山 和春	7番 佐藤 広幸
4番 佐藤 勇	8番 叶内 富夫

欠席委員（1名）

9番 加藤 憲彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代表監査委員 渡 邊 敬 子
総務課長 中 山 進	監査事務局長 高 橋 明 彦
まちづくり課長 沼 澤 繁 夫	農業委員会会長 加 藤 勝 義
税務福祉課長 矢 作 めぐみ	農業委員会事務局 長 沼 沢 弘 明
産業振興課長 沼 沢 弘 明	教育委員長 太 田 二三男
地域整備課長 伊 藤 幸 一	教 育 長 齊 藤 涉
会計管理者 結 城 恵 美	教 育 次 長 叶 内 範 夫
総務課財政管財班長 小 野 芳 喜	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高 橋 明 彦	主 任 石 川 忍
----------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時01分 再開

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 きんのうの6款 農林水産業費の保留した答弁について、産業振興課長より答弁の申し出があります。

産業振興課長 きんのう、6番斎藤好彦議員のほうから2つのことについての回答について、どうなんだというふうなことでありましたので、それについてお答えしたいと思います。

まず、一つが、森林所有者情報システム整備委託料の件でございます。これについては県の補助金を180万円ほどいただきまして整備するわけですが、主な大きな理由としましては、森林の境界の明確化というふうなものが一番大きな内容になります。この明確化がないと事業が進まないというふうなこともありますので、森林に関する情報、土地の所有者、それから移動等がある、さらには売買等での移動などの入力することによって正確な位置とか場所とか面積を把握でき、それを図面化して航空写真とも照らし合わせながら反映させることで森林の有効活用、それから森林の推進計画等々について県とともに共有できるというふうな形になるものですから、このシステムを整備するというふうな形になっています。GISシステムは地図情報システムでございますので、それらを有効に活用するような形をとっていると。なお、全国的にもそういう動きがありますので、そんな形で今回町のほうでも整備させていただく予算というふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

それから、もう一つについては、舟形マッシュルームが上げています元気な6次産業化応援プロジェクト事業補助金でございます。これについても、きのう答弁の中で計画図というふうなものがあるというふうな話を申し上げました。確かにきのうマッシュさんの社長さんとは直接お話しできなかったんですが、話を担当のほうからもお聞きしますと、計画は昨年度の強い農業づくり交付金事業、この中で計画を立てて同時に行うというふうな予定していましたが、ヒアリングの結果、その計画していた試食販売スペース、さらには農家レストラン等々については補助対象外というふうなことで、予算の関係があつてそんな形になったというふうな話を伺っています。それを今年度、この県の事業であります6次産業化応援プロジェクト事業、これに乗せるというふうなことで、県との協議の中で進めて、これから申請もする、それから予算がついた暁には入札を行ってやるというふうなことで計画が今回のこの予算書のほうに上がっているというふうなことなので、今後その実施設計なり、それから計画というふうなものについては今後波及するものである、今の段階ではちょっとお示しすることができないというふうな話がありましたので、この辺については県からの指導も受けながら申請もこれから行うというふうな事業ですので、そんなところで理解をお願いしたいなというふうに思います。

なお、マッシュさんの大きな計画の中では、ドミノピザというふうなことで、東京近郊にピザ屋さんがあるわけですが、これとの話をしながら、東北ではない、そのドミノピザさんも誘致できればというふうな話もあるようですので、そんなことも今交渉中だというようなことで、はっきりとしたところは申し上げられないというふうな話でしたので、ご理解をお願いしたいと思います。

6番 1点だけ確認させてください。最初の森林の関係でございますが、課長の答弁の中で、売買の情報等々の話がございましたが、売買という、その土地が移動になって、所有者が変わってわかるわけですが、そのあたり、法務局あたりと回線がつながって、自動的に個人情報が入手できるという話になるのでしょうか。

産業振興課長 その情報の連動については、残念ながら今なっていないので、随時手入力によっての更新というふうな形になろうと思います。

6番 そうしますと、手入力、そうすると町民の方が自己申告しない限りは売買による移動とかは全然把握できないと、このシステムでは何もつかめないと、何も役に立たないシステムじゃないですか、それじゃあ。

産業振興課長 売買とか所有者が変更になった際については、町のほうにその書類を届けなければならぬというようなことがありますので、登記を変えた段階で法務局のほうからそれを提出する用紙が示されますので、それは町のほうに来ますので、随時対応できると。ただ、今までのこのシステムですと、処理能力も大変遅く、支障を来しているというようなところがありますので、このシステムを導入することによって先ほど申し上げたようなスムーズな森林計画の推進につながるというふうなところもありますので、舟形町のほうについては 48 年から始まりました国土調査にも全て平成 9 年で終わっていますから、その情報を正しく入れながら使用できるというふうなことになりますので、今回はその新しいシステムに変えるというふうなことになります。

6番 委員長、これは森林とマッシュと 1 個ずつで 3 回大丈夫なんですか。（「はい、大丈夫です」の声あり）

じゃあもう 1 回だけ、森林の関係で、そうしますと、そのシステムによって得た情報、町のほうで得た情報というのは、町民には情報提供はすぐやってもらえるような仕組みになるんですか。

産業振興課長 はい、そのような形になります。

6番 それでは、元気な 6 次産業の件ですが、私、きのう伺ったのは、まだ計画示せないということですけれども、レストランとかそういう食べ物との関係、経営というか運営といいますか、そういうくくりなので、そういうお客さんが幾ら来て、幾ら収入があつて、幾ら原材料さまざまかかって、そのうえでこの経営が成り立つのか、そのあたりまで検証したのですかということ聞いたかったんですよ。図面とか何とかでなく、それも必要ですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

産業振興課長 その件については、会社等の中での農家レストラン、試食販売コーナーについては、一般の方はもちろんなんですけれども、主にマッシュルームを取り扱っている業者さんなり、それから、これからマッシュルームさんのマッシュを扱おうとする業者さんなりが視察に来る、それから交渉に来るというふうな段階で、こういうふうなものもあるというふうなものをお示しするための試食販売スペースというふうな中での建物というふうなところが大きくあるのかなというふうに思いますので、その金額とかについては試算は当然していると思いますが、そのところまでは把握していないというふうになります。

6番 試食だけなんですか、違いますよね、レストランなんですよ。いわゆるそこで儲けなくてはこの経営が、4,500 万円かける事業成り立たないわけですよ。町のほうで 100 万円しか単費出さないけれども、あと補助事業のようなんですけれども、100 万円出す以上は、ある程度把握をして、こういうことをすることによってこのレストランが儲かって、町の PR になるとかね、そのあたりまで把握しなければ、この単費というのは出せないと思うんですよ。100 万円だからいいんですよじゃないと思うんですよ。ですから、今マッシュさんのほうで計画が示せないというものの、ある程度のそのマッシュ関係、事業の関係の方が来たときに試食とか、そういうだけであればいいんですけども、レストランということで経営するのであれば、私はそのあたりまで突っ込んで確認をする必要があったと思うんですか。

産業振興課長 今言われたように、レストランというふうなところについては、一般の方も当然、きのう町長の答弁にもありましたように、視察する方がかなり多くなってきているというふうなことです。それらが訪れていただければ、当然若あゆ温泉、こちらのほうも年間 15 万人というふうな方々が利

用されていますので、そちらのほうにも利用にもつながるというようなこともありますし、何よりも企業さんが努力して、そういうものも提供しながらやるんだというふうな話ですので、そんなところの企業さんもやっぱり支援するというようなところで、今回町のほうでお金をつけさせていただいているというふうな形になります。

町長 ちょっと補足させていただきます。昨年のところまで私の班のほうで事業を実施していたものですから、昨年の強い農業づくりというふうなことで、温泉のところの若あゆファームというふうな形の中できん舎等を建てて、さらに休憩施設等々をつくっておったんですが、その中の一部として実従者、要は今課長のほうから申し上げましたとおり、取引先さん等々の方々にこういうところで生産をし、それから精算したものをこういう味ですよというふうなことで販売を促進するというふうなコーナーとしてこの施設が必要だというふうなことであったんですが、先ほど課長のほうからもありましたとおり、国の補正予算でこの事業がついたものですから、事業費、国庫補助金のほうの関係でその部分を削られてしまったというふうなことで、農政局、それから県のほう等々にごそうだんしたところ、県のほうの6次産業化のほうの事業で取り組んだらいいのではないかとというふうなご指導をいただいた上で、この事業を起こすというふうなことのようです。農家レストランとは言うものの、主たる目的がマッシュルームの販売促進というふうなところが一番の目的でございますので、例えば生活協同組合さんのように、それぞれ出資しながら安全・安心なものを購入しているような、そういう方々がバスでとか来られるんだそうです。その方々がそういったところで実際に見て、生産現場も見て、さらにその中でこういった料理もありますよというふうな形でお出しをしたい。それから、いろいろな製品等について展示をしたい、販売をしたいというふうなところの要望があったようで、さらには取引先のドミノピザさんという関東以西といいますか、そちらのほうで展開している外資系のそのピザ屋さんがあるそうなんです、そこらと連携をしながら、もしかすると東北初のそういったピザ屋さんの協力も得られるかもしれないというふうなことの中で、さらには先ほど課長のほうからもありましたけれども、せっかく若あゆ温泉に多くの方々が来ていただけるので、その方々の中でも東北ではなかなか食べられないドミノピザさんとかも提供できるような形にしたらいいいのではないかとというふうな、ちょっと社長のほうの話があるようです。

先ほど言いましたとおり、具体的には今後県とのヒアリングの中でどの部分まで認められるかはわからないんですが、そのような状況の施設だというふうなことです。

6番 町長の思いもわかりますけれども、先ほど来、課長の答弁の私がお伺いするのとちょっとずれちゃっているような気がするんですよ。私はそういうレストランとかそういうのをやるのであれば、その経営計画ですか、そういうところまでちゃんと見て判断をしなければいけないんでしょうと言っているだけであって、そのピザさんやるのは結構なんですけれども、ピザさんやるというのは一般のお客さんも行くわけでしょう。そうすると、試食だけじゃなくて、そのバスで来た人だけじゃなくて、一般の町民の方も行って、お金を払って食べられるという、そういうお店になっちゃうわけでしょう。そのお店をするにはそこまで突っ込まなくてもいいんですかと言っているだけです。

町長 先ほど申し上げましたとおり、マッシュルームさんのほうの考え方としては、マッシュルームの販売促進が第一義的な目的でございまして、その出てくる農家レストランという形になるかもしれませんが、その売り上げ等々についてのことも、その主たる製品のマッシュルームが販売促進になればというふうなところの部分だと思います。要は販売促進のための施設というふうなところが一番大きいというふうにご理解いただければと。

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 91ページになりますけれども、企業誘致対策事業についてお伺いいたします。

昨年度 75 万 6,000 円の予算がついておりましたけれども、ことし 63 万 9,000 円となっておりますけれども、この根拠をお伺いいたします。

まちづくり課長 この件につきましては、ふるさと特養、堀内小学校跡地のほうの事業が 27 年度は頻繁にありましたが、28 年度になればその辺のことが大体落ち着くというふうな見込みで若干減らしたというふうなことであります。また、長沢小学校跡地の利活用ということでのりんぐろうさんは、今現在進行中でありますので、この辺も必要に応じて措置が生じるというふうなところでの中江さんの要求であります。

3番 町の総合戦略の中に、4つの基本目標として広域的な企業誘致の推進に努めますというふうに盛り込まれているわけです。そうであれば、ただいまの説明とはまた別に、別の企業ですけれどもね、そういうふうなものを積極的に誘致する企業がないのかというふうに思うんですけれども、どうですか。

まちづくり課長 企業誘致については、大変重要なことですので、積極的にやっていきたいというふうに考えております。また、新庄最上の定住自立圏構想にもありますが、最上 8 市町村で一体となった中核工業団地等も連携してやるというふうなところありますので、議員さん言われるとおり、この辺については十分力を入れていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第 7 款 商工費について質疑、審査を終結いたします。

第 8 款 土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第 8 款 土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 一般質問の引き続きではありませんけれども、除雪対策費、96、97 ページ、3 目。

一般質問でもさせていただきましたけれども、10 年前から見れば桁外れじゃないけれども、倍、3 倍の予算になっておるわけです。町長も担当した時期があったわけですが、24 年、25 年にかけて、この車両の時間帯の稼働単価、これも 1 車両ごとに約 1.3 倍近くに、3 倍から 4 倍近くに見直されているわけです、24 年から 25 年にかけて。まして、2 班体制、さまざまいろんなやり方を変えた中で、消耗品の持ち方に関しても、基本的には業者持ちという形ですが、この消耗品の予算に関しても 18 年対比、倍になっております。業者委託で消耗品を町から業者に持ってもらおうという話をしながら、そこの部分が倍になっていると。要するにこの予算に関して、除雪の予算に関して全般的に平成 17、18 年ころの単価に対してなぜこんなふうに急激に変化になっているのか伺います。

地域整備課長 除雪契約単価の高騰というふうなことでございますけれども、やっぱり労務単価の高騰、全般的なことが言えるのかなというふうに思っています。それと、経費全般につきましては、雪の降雪状況等にもよるのではないかなというふうに思っているところですが、手持ちで、ちょっと資料で大変恐縮なんですけれども、県との比較をしたところ。県と比較してみましたところ、ロータリー除雪車、種別としては能力的なところでそれぞれあるわけですが、全般的に県と比較しまして 7,500 円ほど町は安く設定しているというふうな状況でございます。今議員さんが申されました、先般は 16 年度と比較しても倍以上になっているというふうなお話ですが、労務単価の高騰、昨年、ここ 1 年だけで 2 回ほど労務単価が上がっている状況ではありますが、町のほうでは町営、直営していた時期からの経過を踏まえながら、業者さんのご理解をいただきながら設計単価というか、単価を設定し

て今ここに至ったというふうな状況であります。

4 番 県との単価をすり合わせしてみたという話ですけれども、まあなぜにすり合わせというか、見つめる矛先が県なのかなど。国とすり合わせしてやれば、さらに予算は上げなければいけないわけじゃないですか。なぜそういうふうに県が出てくるんですかということです。要するに、町独自で 17、18 年、おくれた並びに業者さん、どういうふうな形でかわりがあったやってたかと。決して町の除雪は、体制は悪くなく、町外の人から見ても舟形町の除雪はロータリー除雪が中心できれいだねという話があります。そんな中で、17、18 年の燃料費の単価も若干今よりも逆に上がっているような状況でありました。平成 17 年あたりだと 120 円そこそこ。18 年の末には 124～125 円ぐらいまで上がってきているというような状況があるわけですが、今現在もそれよりも軽油は安いかなど。要するに、工賃という費用を見る場面、震災がありまして、やはりかなり人材が一極集中した関係上、こういう業務に関する賃金が急激に見直されたわけです。それにすごく便乗したような形の中で私は上がって、上げてしまっていると。要するに、これは町の側の姿勢であったのか、業者との話し合いでの希望があったからこうなったのか、そこら辺を聞きたいわけです。

地域整備課長 除雪に関しては、社会資本関係の国からの補助金がございます。平成 24 年までせっかん路線というふうなことで、49.3 キロメートル該当だったんですが、見直しがありまして、69 キロに変更させていただいています。よって、その分の補助金がちょっと上ましになってきたというふうな状況も相まったのかなというふうに思いますが、そういったところで先ほど申しあげました県との比較というふうな話で、近づけるような姿勢を町は持ったものと考えておりますが、町長のほうからいいですか。

町長 その当時担当していたものでございますけれども、その当時の除雪の状況に関して言われたのは、一つは、議会のほうから、まずはその工区によって除雪の終わる時間帯が違うというふうなことをその当時強く言われました。ある工区ではもう 8 時前、7 時半に終わる。ある工区では 8 時半過ぎても終わらないと。これは非常にまずいというふうなことで、議会のほうからご指摘を受けました。さらに、オペレーターの確保対策というふうなことも非常に言われるようになってきました。その中で、国になぜ合わせないのかというふうなことで、国の歩がかりについては市町村のほうには提供されておりません。全て山形県の単価、それから山形県のほうの歩がかり等をもとに町独自で多少査定しながら、安価な形にちょっとしてきておったんですが、ある程度やはり見直さないといふだろーうというふうなことがありました。それは、もう一つ議会のほうから言われていたことが、オペレーターの賃金、これについて A 社では 1 万円だと、例えば、B 社に行くと極端な話 5,000 円だと。その単価を町のほうでどうやって指導しているんだというふうなことも言われておりました。その件については、委託を町のほうでしているんで、ある程度のところまでは始動できますけれども、請け負った業者さんによってそのことを全てというふうなことにはいかないというふうな話をその都度も多分申しあげていたと思いますけれども、ある意味御者さんの話の中でいくと、県とやっぱり 1 時間当たりの単価違うよというふうなところもあって、それならある程度町のほうとしても町の単価を見直す必要はあるだろうというふうなこと、それによってオペレーターの単価、それからというものが改善されるのであれば、そのようにお願いしたいというふうなことで、した部分もあったように思います。さらに、2 工区に分けたことによって、各校区間ごとの流用がしっかりできるようになるのではないかとというふうなことで、故障なり、それから作業のおくれ、地域によって降雪量が違いますので、それらに対応できるようにというふうなこともございまして、2 工区にしたところでも、残念ながら人事異動の関係ですぐ戻ってしまいましたので、その点についての戻した理由等に

についてはちょっとわからないんですけれども、そのような形の中で、その当時考えられるベターな線の中でいろいろ検討したというふうなことでありまして、先日も申し上げたんですが、16年とか17年、18年当時について、私企画財政班長でございましたけれども、その当時は財政が厳しくて、当初予算から全額をつけることができず、当初予算は半分程度、6,000万円とか7,000万円ぐらいつけておいて12月で補正するというのが通例でありました。その後、議会のほうからの指摘を受けて、通年予算を計上するような形になっておりますので、その点で倍になったとか、3倍になったというふうな話になるかとは思いますが、基本的にはそのようなことでありますので、決算ベースでちょっと比較していただければというふうに思うところです。

4番 答弁が大変簡潔ではなく、長くなったので、また質問のほうも長くなってしまうかと思いますが、2工区体制にして業務員並びに車両の流動ができるんじゃないかというような思いでやられたそうなんですけれども、全くなっていないです。逆に苦情ばかりがふえたような感じも、当時ですからそれが3年前。実際、業者の人もそんな気持ちはさらさらしないような話をオペレーターから聞いておりますけれども、まあ、いずれにしても、朝早くから作業しているオペレーター方が、まあこのように除雪の単価が上がっても手取りが全くほとんど変わらないというような苦情は町長もこの在職当時もしっかりと聞いているかと思います。意思途中で課を変更になったというような話ですけども、しっかりと業者のために予算を編成し直して課を移ったのかと、私は逆にそういうふうに思っております。私はそういうふうに捉えています。

そういう中で、26年度のこのような質問の中で、結構詳しく資料を示していただいたわけです。私が言うまでもなくですけども、過去5年間の除排雪業務委託料、平成21年度3,721万6,000円、22年度6,549万6,000円、23年度1億1,200万7,300円、24年度も1億円かかっております。25年度は1億5,000万円、これはあくまでも上から降ってきた天の恵みである雪が多いか少ないかでも違うかと思いますが、この違うのは、町長は在職時期にちょうどこの見直しに入った時期のときにこの、今現課長が言われたように、県の単価をもって見直したと。私は市町村のどういうふうな流れでやっていくのかなというのが一番かなと思います。いろんな行政の予算を組むときも、市町村の度合いと平行線、なるべく仲よしになるためにはそこをずらさないような形でやろうというのがベストではないかなと。この除雪業務に関しては、県の単価を見直すと、これはないでしょうというふうな形になります。いや、県の単価がいいか悪いかと違いますよ、先ほど国の単価というのはちょっと当てつけがましく、県の単価よりも国の単価がもちろん高いわけです、そういう意味で言ったわけです。そういう中から、除雪対策費、これは機械除雪、もちろんそれはそうですけれども、それじゃない方向、前々からいろんな形の除雪の体制があるでしょうと。まあドーザーで寄せれば雪は置かれるけれども、流雪溝があればそれは捨てられるよと。だけれど高いところにロータリーでだんだん積まれば、それはとってくださいという形になるような形かもしれません。今後、いろんな形の中で、いかのような除雪がいいのかということもしっかりとして考えるべきではないでしょうか。町で新興住宅として建てた駅裏地区、全く雪の捨て場がありません。まあ総務課長のお膝元でありますけれども、全く雪捨て場がないような状況の中で、まあ今はあるかわからないけれども、数年前、雪が降ると道路の中央に雪が出されると。通勤にも苦慮するという話がありました。今現在もそうなのか、朝早く起きて確認すればいいんでしょうけれども、なかなか私自身も確認しておりませんけれども、こういう苦情が多々あるかと思います。やはりそれを踏まえて、除雪の体制の予算もしっかりですけども、やり方を改めて見直す時期ではないかと思いますが、前向きな方向で、やっぱりこの費用に関して、計画に関しては、検討をしていただきたいと思います。いただきたいと思いますじゃないな、

してください。

委員長 答弁は。（「してください」の声あり）

町長 業者のために単価を上げたというような意味合いにとられるところもあったんですが、決してそのようなことはなく、町民のために必要な部分というふうなところで、その単価をその当時改正をして、しかもその当時は山形県の単価そのものに合わせたわけではなく、あくまで若干の見直しをかけられるところについてかけたというふうなことで、県の単価と同じになったことはございません。

その中で、一つは、除雪の体制であります。ドーザーで押す、ドーザー路線舟形本町、紫山の路線等々ございます。やはりそこで苦情来るのは高齢者の方が重い雪を、固い雪を置いていかれるというふうなことの中で、うちの前に置かないで下さいというふうなことを多く言われます。そこに流雪溝があれば大丈夫だというふうなことではあるんですけども、その中でもやはりそういう苦情もあります。そういったもろもろの件と、やっぱりロータリー車の優位性というものもしっかり踏まえながら、かと言ってほかの町村から比べて除雪経費がかかるというのは、ロータリー車が多いからであることは間違いないと思います。さらに民間委託というふうな、その委託形態というのも高上りになっている要因の一つだというふうには思っております。

先ほど言われましたとおり、流雪溝も含め、除雪の委託形態、それから除雪のあり方等々について、今ご指摘ございましたので、雪の苦労を軽くするというふうなのが私の公約でありますので、個人住宅の生活道路、それから屋根雪の問題等々も含めて、しっかりと検討をさせていただきたいというふうに思いますので、今後とも議会のほうとは連携を結びながら、いろいろその当時2工区にするときにも全員協議会の中でお話をさせていただいた経緯もあるんですが、そういったことで特に連携をする、除雪の問題については連携を図って、しっかりとやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

2番 今、4番議員と同じ款・項・目で、除雪対策についての質問をさせていただきたいと思います。

今、私、4番議員みたいに資料、前の年度のやつ資料というの全然持ってませんので、その件に対してはちょっとなかなか言えないんですけども、先般もらったこの資料の中に、現場委託業務と、もう一つポール設置・撤去業務委託予算って計上になっていますけれども、これについても前はなかったと思ったんですけども、これちょっと説明させていただきたいと思います。

地域整備課長 この経費については毎年ございまして、雪が降る前に除雪する際の日印としてポールを設置していただくというふうな作業のものです。春先には、消えたときは撤去のほうもお願いしているというような状況です。

2番 これは前からあった仕事ですよね。去年、ことしできたわけじゃないですよね。ずっとこれは業務委託費の中に含まれていた予算だったと思うんです。これとはまた別個につくったということでしょうか。これ言うともた2回目になってしまうのであれなんですけれども、まずちょっとまた後で説明してもらってもいいですけども、やはり何か予算が水膨れになっているのではないかという、4番議員の指摘と私も本当に同じ思いなんです。確かに労務単価上がったというのは間違いないことです、それは。国交省においては年に2回も上げた。やっぱり労働人口の減少によってそれはなされたことだと思いますけれども、これを除雪に当てはめるのはいかがなものかと。本当にもらう人の単価上げてもらうのは確かにいいんですけども、結局業者に上げて何も還元がない。予算だけ水膨れして、実質作業している人に至っては何のメリットもないと。こういうやり方では間違いなくなっているのではないかとっておるわけでありましたが、そもそも除雪なんていうのは、建設の行、法、法

治国家、この法律の中でない仕事でありますよね、間違いなく。ただ、業務委託という観点から業者をお願いしているというだけの話であって、法律にないものをやっぱり県や国がやっているから、あれは路線委託ということで、路線全部を見てもらう項目の中に除雪というものがあって、除雪があつて路線委託があるわけじゃないわけですよ。その観点をちょっと変えてもらって、やっぱり前も町長にも言ったんですけども、やっぱり人材がいないんですよ、これから。今業者どうの云々と言っていますけれども、2工区体制にして、なぜ成果が上がらなかったのか。町長はわからないかもしれないですけども、できないんですよ。雪というのは、降った時点で道路の下に何が、グレイチングがあつたり、側溝があつたり、いろいろな障害物があるわけです。それを舟形町の場合はあのカッティング、厚いカッティングで路面生成しながら、拡張しながらやっていくという、結構高等な技術ははっきり言ってあります。県や国をロータリー除雪の運転のオペレーターから見れば格段の技量は持っていると思います。そういう中でやっているわけですので、さあ、じゃあ違う工区、故障出たから行ってきてやってくれって言ったってできるわけないんですよ。どこに何があるかわからないんですもの、やっぱり。やっぱりそこはその専門にやっているオペレーターが行くしかないということが現実なわけです。そういうことも踏まえて、やっぱりこれから見直すという考え方もおありのようですので、前も言ったんですけども、半分ぐらい職員に戻して、半分は業者委託して、費用対効果も見ながら、その直営にしたオペレーターの方に対しては先般も言ったとおり、もう高齢者の雪おろし、そういうものにも活用して、手助けしていただけるような体制をまずつくっていくことがやっぱり予算についても、町民にとってもいいのかなと思いますので、そのことをお聞きします。

委員長 ここでお願いであります、質疑される方、あと答弁についてもそうであります、非常に長くなっております。もう少し簡潔明瞭に質疑、答弁のほう、あえてよろしく願いいたします。

町長 大変長くなりまして申しわけございません。ポールを設置に関しましては、消耗品を役場で持っていたというのを、それを業者さんのほうに持たせるという意味で、そのポールの設置手間と撤去手間を県と同じように見たというふうなことで、その分消耗品を減らしたというふうなのがその当時のねらいでございました。今ちょっとどうなっているかわかりませんが。

あと、ご指摘の点については、先ほど申し上げましたとおり、委託の方法等々含めて、検討させていただきますので、今現時点で委託をしている業者さん等もございますので、その方々とよく話をしながら、さらには先ほども言いましたとおり、議会の方々ともしっかりと話をさせていただいて、検討をさせていただきたいというふうに思います。

地域整備課長 ただいま町長の答弁でポール設置・撤去につきましては、業務委託費とは別に設定しているというふうにご理解いただきたいと思います。

2番 ちょっと私の認識不足で大変申しわけないですけども、前はやっぱり町のほうで提供して、それを作業員が設置・撤去やっていたの、業務委託の中に含まれていたと、それを変えたということで理解しましたので。まず町民のためにより除雪をしていただきたいと思いますので、よろしく。

委員長 答弁はいいですか（「いいです」の声あり）

そのほかに。

7番 それでは、99ページの8款4項4目かな、これは。町営住宅管理事業の中の工事請負費、この内容は当初予算の概要で説明されておりますけれども、この予算の内訳についてどのような予算配分、1,589万7,000円の内訳について質問いたします。

地域整備課長 内訳につきましては、舟形団地2号棟配水管の更生工事、配管の内側のコーティングの工事でございます。これが648万円。あと木友団地7から11号棟、4棟ですけども、これが791万

6,400 円。それから、子育て支援住宅ハイムひだまりさんの連棟物置設置ということで 150 万円、計 1,589 万 7,000 円でございます。

7 番 それでは、この舟形団地 2 号棟について再質問します。団地がまず 3 棟建っているわけですが、その耐用年数や耐震工事等も踏まえて、今後このような改修工事というのはどの程度の規模で、何年ぐらい先のことで見込んでいるのか質問いたします。

地域整備課長 耐用年数については建物自体は 40 年ぐらい……、失礼しました耐用年数 50 年というように、今現在、毎年検査といいますか、いろんな苦情、居住者の方から苦情なども踏まえて、設備関係のこととか、あと外観等について判断して予算化して、老朽化に対応しているというふうな現状です。全般的なところでの改修というふうなものについての考え方は今のところ持ち合わせていないというふうな状況です。

7 番 そうしますと、大規模な改修工事は 1 から 3 号棟まで今回で一区切りついて、まず苦情があればまたやるというふうな内容のように聞こえましたけれども、この耐用年数についてなんですけれども、私の記憶では随分古いものもあるな、古くなってきてるなというふうな感じがします。この前のような震災もあったわけですし、その耐震強度についてのしっかりした調査なり、そういったものはきちんと行っておるのでしょうか。

地域整備課長 ちょっと手持ちの資料ございませんで、大変恐縮ですけれども、前に耐震についての調査は行っております。問題なしというふうな結論をいただいております。

委員長 ほかにございませんか。

8 番 97 ページの道路新設改良事業についてお伺いいたします。

工事費の内容と公有財産購入費、場所がどこなのか、その辺お伺いします。

地域整備課長 これにつきましては、社会資本事業というようなことで、まだ細かい詳細については答弁できないところがございますけれども、工事費関係、それから用地購入につきましては、舟形・一の関線の歩道設置にかかわるものでございます。

8 番 工事箇所の答弁まだだったのですけれども。

地域整備課長 失礼しました。今ここで公表できる部分につきましては、紫山・内山線、あと真木野山の消雪関連の工事、それから舟形・一関線の歩道、先ほど申し上げたところでございます。

8 番 紫山・内山線の改良事業でありますけれども、これも 5 年ほど前から改良事業に入ったのかなと私なりに記憶しておりますけれども、この改良工事入るたびに若あゆ温泉に通じる道路であって、通行どめというような形で一関大橋経由から若あゆ温泉に入るような形になりますけれども、その工事するために若あゆ温泉利用者に大変不便をおかけしていることも事実ですし、また、若あゆ温泉の利用者の減少にもつながっているのかなと感じます。そんな関係上、もう少し工事期間を短縮したり、また、工事事業料を増額したりして、短期間にこういう工事はできないのかなと、また思っております。

それから、もう一つ、一の関の歩道整備、舟形小学校から一の関の町内に入る歩道工事、その辺の予定もしわかりましたらお願いしたいと思います。

地域整備課長 紫山・内山線につきましては、大変ご不便をおかけしてございます。今も側溝整備というふうなことで通行どめさせていただいておりますけれども、なるべく早い工期の中で対応したいというふうに考えております。なお、補助金につきましては、社会資本の事業というようなことで、毎年優先順位の事業に充当することになっておりまして、その状況を見ながら紫山線のほうに予算を計上させていただいているというふうな状況になってございます。

それから、舟形・一の関線の歩道設置につきましては、28年度予算、これも社会資本の事業でございまして、申請の段階でございますけれども、用地購入と歩道関係の電柱移転というふうなことで、28年度は考えてございます。なるべく早い完成を目指すために、補助金のほうも県のほうに申請をこれから精力的に行っていきたいというふうに考えてございます。

8番 舟形小学校、一の関部落に入る道路でありますけれども、これは小学校の生徒が毎日通学している道路でありますので、小学校学校生徒の安全を図るためにも、早期な完成を望みたいと思います。

それから、町道岡矢場の話なんですけれども、岡矢場線のほう全然計画になっておりませんけれども、この辺の計画どうなっているのかお伺いします。

委員長 ただいまの質疑ですけれども、入っておりませんでしたので、岡矢場の件、済みません。そのほかのことについて……。休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

委員長 それでは、再開します。

ほかに質疑ありませんか。

4番 町営住宅管理事業ですか、98、99ページ、4項1目。先ほどの答弁の中に、その3つある町営住宅、木友団地、子育てというような回答ありましたが、町の3つある住宅の中に、町営住宅の中には、やっぱり国の高度成長とともに老朽化しているというのは、これは全国的な過大であって、今後町でも新しく数年後、数十年後、建てかえをするために、どういう計画で、それに向けて、そのときに計画して借金をしていくのか、それに向けて入っている入居者を思いながら計画を立てて基金を造成していくのか、解体も含め、そこら辺の計画ってどのようになっていますか。

地域整備課長 先ほど、答弁する前に7番議員さんからちょっといただいた質問に対してちょっと訂正させていただいてよろしいですか。

団地の大規模改修の計画はというお話については、例年の老朽、支障箇所対応していることですが、3号棟を大規模に改修していくというふうな、今計画がございましてということを、ちょっと訂正で答弁させていただきます。

あと、4番議員さんのご質問ですけれども、全般的な計画といえますか、は、ございませんけれども、先般、町営住宅の一部条例改正させていただいて、単身者も入れるというふうなことで、需要についても少し幅を広げた格好で条例改正させていただいているわけですが、将来的なところで低所得世帯の住宅困窮者をまずは把握する必要があるというふうに考えてございます。その辺のことをある程度調査をした上で計画を立て、その上で今後の建設計画というものが成り立ってくるのかなというふうな段階でございまして、まだそのスタートラインというふうなところの、今の段階だと考えております。

4番 これについては、かなり耐用年数に近くなってきているわけですので、計画的にやはりやるべきだと思います。今ここにおられる執行部の方々が、もう数年、私退職してからほかの連中が考えるだろうじゃなくて、今のうちからしっかりとした中で計画するべきだと思います。木友団地に関しても改修工事あるわけですが、これ当初、マテリアルから買い上げたわけですが、全てを売却していく計画の中で、今どの程度まで進んでいるのかということと、ひだまり、子育ての件もありました。これは3号棟の件からだと思いますが、物置が非常に小さいと。町の大勢が同じ料金で不公平であると。これ町長もしっかりと確認しているかと思います。1号棟、2号棟は車が入る

ような大きな物置がありながら、3号棟、新しく建てたところには自転車すらも入らないと。自転車を玄関の前に置かなければいけないと。子育てで、しっかり来てくださいと言いながら、何でこんな町で体制が違うのと、入所者から非常にお叱りの言葉を受けました。この件について、町長でも、整備課長でも。

地域整備課長 先ほど、工事請負費の中でご説明申し上げましたけれども、子育て支援住宅ハイムひだまり3の連棟物置というようなことで、150万円ほど今回予算計上してございます。昨年、4番議員さんのほうからそういったご指摘ございまして、いろいろと担当のほうでも検討して、やはり夫婦で2台車があって、その車のタイヤを冬タイヤなりの保管の場所がというふうなことでございました。いろいろ話を伺いました。それで、まずタイヤが入れられるような物置を設置というふうにちょっと考えたところではございました。ただ、場所的にスペースがなかなかとれないというふうなこともあります。ある程度居住者の意を酌んだ形でそういった対応を今年度させていただきたいというふうに考えております。

4番 場所がないという話です、町長。保育園の隣に、小学校、教育等々で使っている学校田のものがあそこは当時保育園を建設するときに業者さんがえらい残土を埋めてならしてしまった関係上、大変な状況で、復農園したかなと思います。しかしながら、まだ半分手つかずです。町道側のほうはちょこっと使っているものの、3割、4割は使われていません。ちょうどアパートの隣です。場所がないわけじゃないです。1号棟、2号棟と同じように車を入れられるような車庫程度のものは建設できるではないでしょうか。それと同時に、教育関係のほうで農園もしっかり改めてあの手狭な場所ではなくて、学校の正面のほうの駐車場の近くのほうに移築して学校全体のふれあい農園を、学習のための農園を計画することによって、その土地が有効活用にして使えるんじゃないですか。さらには、4号棟も建てられるんじゃないですか。ということに飛躍するわけじゃないですけども、やる気の問題だと思います。場所がないのではないと思います。ぜひ、このタイヤを置く程度ではなくて、1号棟、2号棟と同じ規模の、同じ体制の、同じ料金をもらうのであるから、同じ形の支え方をするべきではないですか。

町長 4番委員さんのご指摘でございますけれども、ひだまり1、2を担当した者として、物置と言われておりますが、あれは車庫を建設したつもりです。要は、夫婦2台車がいるだろうというふうなことで、2台のうち1台は車庫に入りたいというふうなところで、車庫を建設しました。しかしながら、その後、観察をした結果、住宅の前のところの駐車場部分については、アプローチ融雪というふうなことで、融雪装置があるもんですから、誰も車庫に入れないという現実がありました。そのために、多分3号棟の中では車庫はいらないというふうな判断の中で物置というふうな形になったと思います。

4番委員さんの言われるその保育所の脇の土地については、これは教育委員会のほうと保育所の増設等の絡みもございますので、そういったところを総体的に勘案しなければいけないというふうに思いますし、今現在どのような計画になっているかわかりませんが、基本的にあそこの利用形態を見たときには、車庫をまるっきり車を入れて使っているという人はおりませんでしたので、多分そのような形になったんだというふうに思います。したがって、改めてそこに同じような車庫はいらないというふうに思っております。

地域整備課長 ちょっと今新たに認識を私もあれで、車庫というふうなことでしたけれども、今車庫がどういう状況かと申し上げますと、やはり中身はほとんど余り使っていない状況にあります。そういった状況も踏まえて、先ほど申し上げましたのは、タイヤというふうなことで、そういった余り大き

い規模のものではなくて、対応できるような物置というふうなことでご理解いただければと思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 同じ 98 ページ、4 項 1 目の住宅管理費で、団地の中の防犯灯ですけれども、去年の秋に 1 つ根元からなくなった 1 基があるはずなんです。それは町のほうで前に立てたとき、町の管理で立てたようなお話を伺いましたけれども、ことし雪が消えたらそこに、やっぱり大変暗くて不便だという苦情も出ておりますので、それを町でやるつもりがあるのか、ちょっとわからないのでお聞きいたします。

地域整備課長 今現在ないということですね。町、地域整備課で管理している防犯灯について、20 基近くほどございますけれども、それでないところにつきましては、町内の中であれば町内会のほうで管理しているというようなこともありますので、その辺確認して、もし町がしなくてはいけないものについては早期対処していきたいと思います。

2番 それちょっと調べてお願いしたいと思います。

あと、ひだまり 1、2、3、今入居条件の中に、下の子が小学校 6 年になると出なければならないという条文があるんだと思います。その辺はどういう入居条件を確認したいと思います。

地域整備課長 入所するご家庭に子供、義務教育で中学校までというふうになってございます。

2番 そうすると、今現在は中学卒業、一番下の子が卒業するまで。じゃあやっぱりちょっと認識違ったんで。それも含めて、やっぱり確かに中学卒業までは必要なことだと思いますけれども、ここから出たときに、やっぱり、中学卒業後にそこからでなければならないわけです。しかし、舟形町、せっかく来てくれた方々を、そこから先のサポートについて、やっぱり空き家活用もあるでしょうし、いろんな条件もあるでしょうけれども、今まさに人口増を狙っているわけですから、そこを減らすような対策を変えていかなければならないと思いますので、その辺についてお伺いします。

地域整備課長 2 款のほうに定住推進交付金というようなものがございまして、転入定住の場合、土地付き住宅の取得額の 5 %、100 万円限度ということとか、住宅の新築の場合というふうなことでも住宅関連の補助金として設定してございますので、そういったところも踏まえて、さらに町の町営の定住住宅から該当しなくなったよというふうになった場合の定住支援といいますか、そういったことも今後、先ほど申し上げたものがありますけれども、さらに検討していければと考えております。

委員長 ほかにございせんか。

6番 1 点だけお伺いします。

98 ページでございます。今の住宅管理費の中で、右の 99 ページの箱の中で一番下の 3 番の耐震関係でございます。6 万円と 60 万円の補助金の計上がございしますが、27 年度のこの申請の見込みといえますか、どんな具合になっているかお伺いします。

地域整備課長 実は、この件につきまして、昨年度も耐震の検査 1 件、それからその耐震の結果に応じた改修工事について 1 件というふうなことで、予算 6 万円、60 万円というふうなことで、県の補助金等でありまして、とっておったんですけれども、実績がございませんでした。新年度についても昨年同様、申請来た場合にすぐ対応できるようにということで 1 件分だけ計上させていただいております。

6番 そうしますと、この事業については、今まで全然実績、実績といいますか、申請がなかったということですね。ちょっと何か町民の方にわかってないといいますか、広まっていないんじゃないかなと。ただ、委託をして検査をすれば、その後の工事代というはかかるのは当然でございしますが、そのあたり診断するだけでもするとかね、そのあたりのこの町民の方へのお知らせといいますか、そのあたりもう少しするべきだと思いますけど、どうでしょうか。

地域整備課長 この周知の方法につきましては、広報等はもちろんでございますが、新聞折り込みで昨

年度町の宅地造成したところの募集、それから住宅リフォーム関係の募集というふうなことで、これも一緒にチラシでしてございますけれども、さらに町報等で回数をふやすなりして、周知を図っていききたいと思います。

6番 なかなか金のかかることなので、なかなか手を挙げられないのかもしれませんが、震災から5年もたつとこういうものだんだん薄れてくるのかなと、このあたり、しっかりとこういうものをPRしながら町民の安全・安心に努めていただければなど。どうしてその申請がないのか、工事代金がかかるのは、それがネックかもしれませんが、そのあたりも精査しながら、できるだけ町民に広まるような取り組みをしていただきたいと思います。

地域整備課長 申請、耐震関係につきましては、県の住宅リフォームの中での耐震工事のほうに若干入っている部分がございます、そちらのほうの対象については数件ございます。

委員長 ほかにございませんか。
(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款 土木費について質疑、審査を終了いたします。
第9款 消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款 消防費の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

6番 102 ページ、9-1-3 防災費の中で、右のほうの防災事業の中で、中ほどに県防災行政通信システムネットワーク再整備工事費負担金 2,300 万円ございますが、今の防災のそういうネットワークとどのように大きく変わる工事なのかお伺いします。

総務課長 今現在使っている防災無線について、耐用年数が来たのものでありますので、それらを新しいものに再整備をするというふうなことでございます。

6番 この工事をすることによって、今各家にありますよね、聞こえるやつ、ああいうのを更新、あれも更新になるわけですか。それに伴って町民の方の負担というのはないということなんですか。

総務課長 これにつきましては、あくまでも県と町のほうの防災無線のシステムでありまして、町のほうで整備をしている防災行政無線、それから個別受信機、家庭にある個別受信機については、それについての事業ではございません。それについては今国のほうで補助金がもう亡くなっておりますけれども、その補助金の創設等について町のほうで働きかけをして、町のほうで整備をすることになります。子機についてもそろそろ再整備を町のほうではしなければならぬ状況になっておりまして、それに今見積もりを聴取しているところでは3億5,000 万円ほどかかるというようなことで、国のほうに補助金の創設を申請している状況でありまして、それとは関係がございません。

6番 はい、わかりました。そうしますと、これは国か県か、舟形までくる間の、そのネットワークの整備だということで、その先というのはこれから計画をして三億何がしかかると。その三億何がしには先ほど言いましたように全部町で持ち出し、町民負担はゼロという今のところの計画なんですか。

総務課長 行政無線については、県と町だけのものでありまして、それから防災行政無線は町のほうで整備をして、広域との連携を図りながらやれるようなシステムに今なっています。個別受信機等についても、当初も町民負担なしでやっておりますので、更新する場合についても更新なしを今想定をしております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款 消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款 教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款 教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 112ページ、113ページの説明の項目の中に、舟形中学校用地借上料ということで、398万5,000円ここに計上になってございます。前年度、その前の予算を見ますと、ずっとこのような体系でここに借上料が計上になってございます。この借上料、今後の扱いをどうするかお伺いしたいと思います。

教育次長 お答えします。この借上料につきましては、学校用地を三菱マテリアルのほうから借り上げをして、テニスコート、それからグラウンド、一部校舎も入ります。約3万5,557平方メートルを借り上げをしているものでございます。過去にその中に木友住宅、それから木友公民館、西堀公民館等もマテリアルから借りておりまして、何年か前に木友の住宅用地は町のほうで買収をいたしました。そのときに学校用地もマテリアルのほうから買ったらいいいんではないかというふうな軌道になったんですが、当時マテリアルさんのほうで示した金額が多分約1億5,000万円程度だったかと思います。その点の金額との折り合いがつかずに、現在学校用地については借り上げをして使っているという状況ですので、これから金額の折り合いがつけば購入もできるんでしょうが、現段階では町で買収をするというふうな想定はございません。

1番 1億何がしというような金額が今出てきたということなんですけれども、まあ将来的にずっとこういうふうに払い続けていくのか。やはり折を見て三菱マテリアルさんと、やっぱり交渉何がしていつて、なるべく、できれば買収するのが一番いいのかなというふうに思いますけれども、まあ最終的に移転等々も今視野に入れながら、今後検討していつていただきたいというふうに考えております。そういった考えはお持ちかお伺いしたいと思います。

教育次長 中学校は今年度で築33年になります。近い将来大規模改修をするか、それから中学校の用地が土砂災害の土石流危険区域のほうに指定されております。したがって、保少中の近接型一貫教育というふうなことで、やはりお地区に移転するかというふうな2つの選択肢がございます。これを近い将来選択しなければなりません。教育委員会としましては、5年以内にその辺の選択の方針を定めて、10年以内というふうな教育委員会のほうでは考えあるんですが、そういった大きな事業のときにこの用地の件については検討してまいりたいと思います。

1番 やっぱり多額な金銭がかかるので、十分検討を、急がないで、いろんな情報を視野に入れながら十分検討をしていつていただきたいというふうに思います。移転も視野に入れてと言いましたけれども、やっぱり子供たちの安全・安心、そこら辺を十分に考慮した考えでお願いします。

委員長 答弁は。

ほかにございませんか。

7番 それでは、122、123ページのB&G海洋センター管理費1,000万円についてお聞きします。

利用者はそれなりにいるんだろうというふうに思いますけれども、今後やはり人口減少や学生の減少というものに伴って、このB&Gセンターの建物に関して、全然B&G側から何か補助金をもらうとか、そういったことなくずっと町で維持管理をしていかなければならないのかというところを質問いたします。

教育次長 B&G海洋センターも地区37年ですか、老朽化が進んでおります。先ほど申し上げましたが、中学校の大規模改修、あるいは移転の選択の段階で、同じようにB&G海洋センターのありよう

につきまして検討する必要があると思っております。

B & G 海洋センターにつきましては、ブルーシーアンドグリーンランド財団のほうから補助金をもらって建築をしたわけですが、それに伴う修繕工事費について若干の補助金がございます。詳しい数字今わからないんですが、私の頭の中ではこれまで 2,000 万円ほど活用しております、上限五千数百万円だったかと思います。したがって、これから 3,000 万円ぐらいは B & G 海洋センターの改修工事について財団のほうから補助金はあると思っております。

7 番 将来、中学校のありようをどうするかのとときにまとめて考えるということですが、その際、契約が残っていて、町が必ずそこを管理しなければならないんだとか、何年間は契約できない、契約を全うしてもらわなければならないというような、そういう細かい規定等が今現在残っているのかどうか、そこら辺のところを質問いたします。

教育次長 特に何年間 B & G 海洋センターをしなければならないというような規定はないようです。全国的にも指定管理のほうに出して、町直接運営していないところもございますので、そういった運営形態等につきましても、これからどういうふうな利用がいいのか検討していきたいというふうに思っております。

7 番 まあ、私が心配するのはやはり前年なことですけれども人口減少の中にあるときに、この建物だけが残ってしまうところを心配して質問していますので、やはりそういうところ十分精査して、将来のありようについてなるべく早く町民の方々に事情を知らしめて、そして混乱のないようにその建物をどういうふうにするかというのを検討していただきたいということです。

委員長 答弁は。（「あるみたい」の声あり）

教育次長 B & G 海洋センターは、本町の社会体育の拠点となっております。社会体育を推進する上でどういうふうな、建物であったり、体制が必要かも含めまして検討してまいります。

委員長 ほかにありませんか。

6 番 1 点だけ。114 ページの 10-4-1 でございます。その右のほうの 115 ページ、2 番目社会教育総合事業でございますが、ここに数字はございません。昨年度までありました通学合宿協力費というのがございましたね。大変いい学習かなと思っておったんですが、今回廃止をしているようでございますが、廃止に至った経緯を教育長からお伺いします。

教育長 今、廃止というふうなことあったんですが、ことしもする予定でおります。ちょっとこの中で今私のほうからここだというふうにはちょっと言えないんですが、今年度も引き続きやっていく予定でおりますので、よろしく願いいたします。

6 番 そうしますと、今まであった数字的なものはどこに含んでいるんでしょう。予算はどこの部分に見込んでらっしゃるのかお伺いします。

委員長 休憩します。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 31 分 再開

委員長 再開します。

6 番 昨年まで余り人数的には多くないという、前教育長からお伺いしたんですけれども、大変いい事業なので、今後ともやってほしいという意図で質問したのであります。詳細については後でお伺いすればよろしいです。

委員長 ほかにございませんか。

4 番 教育全般の形の中でですけれども、教育振興の中で、教育事務所並びにプラネタリウムが移転しました。プラネタリウム開所式のときに、渡し眺めてきましたけれども、寝っころがりじゃないけれども、椅子を倒しながら眺めていいなと思いました。幼保小中の中で、町ではどのように活用しておりますか。

教育長 プラネタリウムを使う学年がございます。星の分野が出てくる学年で、高学年、たしか6年生だったとおもいますが、そこで毎年バスを借りて行っているというふうになります。

4 番 うちの孫も夜空を眺めて星がきれいだねと言います。6年生までにプラネタリウムに連れていけないというのは何ぞやと私は思います。もっと時間をつくって、スクールバスもあるわけですが、保育園のときからしっかり広域で新しくつくったわけです。なぜ使わないのか不思議で不思議でなりません。もう一度お願いします。

教育長 これまでの経緯でいきますと、一般的なことでいきますと、そういった学年でまずは必ず見せるというふうなところで行っているわけです。新庄でやっている場合は、ほかに一般参観等が年4回ほどございます。季節の親子が一緒に行って見る、プラネタリウムの一般公開ございまして、そういったところに宣伝、これはしています。ただ、今言われたように、低学年、あるいは保育園とか行くというのは、それはやっていないというか、教育委員会で行ってきなさいという、そういったことはこれまでしていませんでしたので、今後今のような形でバスを使った形で、小さいうちから行けないか、なお検討していきたいと思います。

4 番 今、宇宙開発というわけではありませんけれども、我々生きていく環境では衛星がなくてはならないような状況であろうかと思えます、全ての範囲でというふうに言っても等しいかと思えます。そういう中で、やはり日本人は宇宙に飛び立つ方が数多くおられます。ぜひ宇宙、夜空に向けての興味を引き出すためにも、ぜひこういう教育機関をしっかりと活用するべきだと思います。さらなる中で、理数系の、主に教育の指導といいですかね、あそこで物づくりの関係の展示品もしております。教育側として、生徒、子供のみならず、教育指導者の教育機関の場でもあろうかと思えますけれども、町ではそれをどのように活用しておられますか。

教育長 広域のセンターについては、町の教職員が研修で行くと。そして、ことしも来年も、理数系に特化していますから、理数系の実験とかに出向いて研修を行ってきました。そして戻ってきてやるという、そういうふうな形で研修体制をとっております。

それから、今年度ですね、次年度ですか、次年度、理数系の職員を1人増員していただいて、学校訪問をしていただくというふうな指導主幹を配置したいというふうなことでお願いしてございます。そういった形で広域のセンターから学校にかなりの数出向いてくる形で指導を受けるというふうなことになります。

あと、こっちから行くものとしては、ものづくり講座の宣伝等は大いにしていますが、あちらのほうから年に1回科学教室でお呼びして、指導主事が学校に来て、体育館の中でさまざまな、ガス鉄砲のような、ああいったものを見せてまいりました。ことしはそういった機会とれなかったもので、この春先に科学実験教室を広域じゃなくて中央公民館の3階において来週行う予定であります。そういうふうにしてあそこにいる指導主事の持てる力を舟形小学校の子供たちにできるだけ指導していただくような体制を今後とも取りたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

6 番 1つだけ、次長教えてください。118 ページ、10-4-4、右のほうの119 ページの枠の中で一番下、5 番目です、学官連携推進事業、新しい言葉ですが、事業、数値的に見ると福祉大学、去年ま

であったあれと数字的に合うんですが、そのかわりなんでしょうか。

教育次長 去年までありました東北福祉大学との連携事業がこの学官連携推進事業のほうに改めて計上してございます。

6番 事業的には、そうしますと同じようなことをことしも内容でやっていくと。ただ、中身、細かいところを見ていくと若干数字、報酬とか何か若干違うので、違ったことをやるのかなと期待をしているんですが、そのあたりどうでしょうか。

教育次長 28年度につきましても、福祉大ですので、舟形町の地域の課題発掘というふうなことを念頭に置きまして、老人世帯の方の雪おろしをしてみたりと、あるいは学校のほうとのかかわり、そういったものを中心に、同じような形で28年度予定してございます。

6番 昨年でしたっけ、健康福祉大の学生が来て、さまざま町民の方とお話をする機会がありましたよね。あったんですよ。その辺とは全然かわからない。というのは、健康福祉大の生徒が来たときに、ラジオ体操をやったらいんじゃないのという提案があって、それで一定の期間、昨年度やったのを私記憶して、この議場でご提案したんですけれども、そういう福祉大ともいいんですが、そういう県立健康大学、その方々との連携といいますか、もっと突っ込んだ老人世帯とのもっと接触といいますか、触れ合うようなそういう事業ではないわけですか。

教育次長 私の認識不足で、健康大学の事業を私知りませんでした。老人世帯とのかかわりとか、いろんなことを考えたときに、健康大学とのほうと連絡もできなくはないと思いますので、これから勉強しながら、税務福祉課のほうとも連携しながら検討してまいります。

税務福祉課長 今年度になりますけれども、27年度に保健医療大学のほうから100名ほどの生徒さんが来られまして、舟形町の実情、課題を知り得た中で、そして自分たちがみずから何をすればいいのかというふうなことで、地域の改革みたいなところのお話を各4班ぐらいだったと思うんですけれども、そして地域の中に入って、お年寄りさんたちとかかわりを持った中で、提言をするような機会をさせていただきました。この事業については、毎年ではなくて、持ち回りで、以前五、六年前に真室川のほうで、そして次、舟形町というふうな流れの中で来ておりますので、あと毎年、学生さんが実習というふうな形では二、三人というふうなことでは来ておるんですけれども、そういうふうな去年というか、そういうふうな大きな取り組みについては毎年度というふうな形にはならないかというふうに思いますが、そういうふうな機会がありましたら、教育委員会ともあわせたような形の実施計画をしていきたいというふうに考えます。

委員長 ほかにありませんか。

7番 116、117ページの文化財保護費400万円についてですけれども、去年の900万円から比べますと大幅減ということで、次のページの上段に普通はというか去年は載っていたと思うんですけど、縄文の女神の里帰り展とか、そういったものがなくなったので、大分、大幅減になったんだろーと思いますけれども、町長が選挙戦を通じて全くと言っていいほど縄文の女神、町の財産である縄文の女神についての振興策やなんかはほとんど聞かなかったなというふうに、まあ私が聞いていなかっただけなのかもしれませんけれども、この町長の考えでこの日本一の縄文の女神というんですか、日本一と言えるものを一つ持っているわけですが、この振興策について、この文化財保護の観点からどういった振興策を持っているのか質問いたします。

町長 選挙戦を通して縄文の女神についてのことは何も言ってこなかったと、それは間違いはないというふうに思います。縄文の女神をとおした町の振興策ということについては、前町長のほうでいろいろと取り組まれておりますので、それを継承するような形になるかというふうに思いますが、今回の里

帰り展のほうについては、ちょっとお聞きしますと本物が来ないというようなことがあるようでして、そこら辺も踏まえて、どういうふうに見直しをするかというふうなところがあったのかというふうに思います。ただ、新たな振興策等については、やはり文化財保護という観点と、それからその振興策というのをちょっと分けて考えないとだめなのではないかなとは思いますが、そこら辺は今後ちょっと検討させていただきながら、勉強していきたいというふうに思います。

7番 前町長は、県博物館の分館を舟形町に何ていうことをよく言われておりましたけれども、今度就任した森町長は、その考え、今あるのかどうか、質問いたします。

町長 いろいろちょっと分館にするに当たっての難しさ等については、教育長さんをはじめ、教育次長さんのほうからもお聞きしておるところでございますが、ただ、今現在の中でいきますと、個人的な考え方でございますけれども、分館は難しいんだろうというふうに思っておりますが、今後県との調整を見ながらというふうなことになるかと思っておりますけれども、文化財としてのものと、先ほど言ったとおり振興策というふうなものをやはりある程度考えていかなければいけないのかなというふうには思っています。

委員長 ここで1時15分まで休憩とします。1時15分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長 再開します。

教育次長 先ほど6番議員からの通学合宿の件についての質問についてお答えします。平成27年度につきましては、社会教育総務費のほうに指導員の報奨としまして10万円ございますけれども、28年度につきましては119ページ、10款4項4目の生涯学習推進費の生涯学習推進事業ありますけれども、その中の下から3番目、保険料5,000円、これが参加児童の保険でございます。それから、その3つ上、賄い材料費12万円、これは2泊3日を通しての食事の賄い材料ということで、1カ所6万円掛ける2カ所を見積もっております。さらに、その上のほうに講師謝金として69万円ございますけれども、この実施に当たりまして講師謝金等必要であれば、ここの項目から支出をいたしております。以上です。

委員長 ここで、まちづくり課のほうからふるさと納税の手数料についての資料配付を行います。暫時休憩します。

午後1時16分 休憩

午後1時16分 再開

委員長 再開します。

ただいま配付になりました資料についての説明をお願いいたします。

まちづくり課長 昨日、まちづくり公社への手数料関係の説明というふうなことで質問がありまして、ただいま配付させていただいたのが4月から手数料関係の払っている一覧表でございます。それで、取り扱い手数料と発送手数料とありますが、この内容については添付されていますふるさと納税業務に関する覚書というふうなところの第4条のところに、読ませていただきますと、「甲は乙が行うふるさと納税事務の管理手数料として第3条に定めるポイントの10%を支払うものとする」というようなことであります。ポイントというのは、例えば3万円の寄附をいただいた方については1万5,000

ポイント、半分のポイントを付与します。その 10%が管理手数料として払われるというふうなことであります。

それから、その下にあります書類や記念品などの発送に係る手数料（送料含む）としてポイントの 24%を支払うものとするというふうな契約の取り交わしをもって支払っているところでありまして、月別の手数料の一覧でございます。

今年度は、初めての年でありますので、取り扱い手数料については、このぐらい金額が、ふるさと納税が伸びるというふうなことは当初想定していなかったものですから、その後非常に伸びてきているというふうなことで、まちづくり公社さんのほうから今年度は上限 1,000 万円で大丈夫だというふうな申し入れがありまして、当方もそれであれば今年度は 1,000 万円というふうなことで一式させてもらっていいですかというふうなことで、9月の時点で 1,000 万円に出していますので、取り扱い手数料については今年度はこれで上限ということで支払いはされていないというふうな状況でありますので、よろしくお願いします。

委員長 それでは、午前に従い、第 10 款教育費について質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 10 款 教育費について質疑、審査を終結いたします。

第 11 款 災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第 11 款 災害復旧費についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

4 番 11 款災害復旧費の 1 項 1 目、内容をお聞かせ願いますか。

地域整備課長 公共土木の施設災害ということで、これにつきましては、葉の木沢、大平沢川、それから災害起きた場合の応急工事というようなことで、3 点の要望、工事費用を想定してございます。葉の木沢、大平沢川につきましては、河道洗掘による護岸工事というふうなことで予定してございます。

4 番 そのこの場所の 1 カ所の工事がこの費用の全額じゃないわけですか。ほかに、余裕を見ているということなんですか。

地域整備課長 内訳につきましては、葉の木沢、大平川につきましては各 150 万円、そのほかに応急工事というふうなことで、もしもの場合の想定で 100 万円というふうに工事費では設定しています。

4 番 これは、昨年度の鮎祭り会場までやられた大水害の絡みでの災害の復旧工事なのであるか、それとも違うのか。そのときの農業災害公共土木事業があるのかないのか、その後。

地域整備課長 今申し上げました 2 カ所につきましては、経年的なところもあるというふうに思っているところで、昨年 9 月 11 日の災害も相まっている部分は若干あるのかなというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 11 款 災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第 12 款 公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第 12 款 公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 12 款 公債費について質疑、審査を終結いたします。

第 13 款 予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 第 13 款について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第 13 款 予備費について質疑、審査を終結いたします。

これで、議案第 22 号 平成 28 年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。

議案第 23 号 平成 28 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第 23 号 平成 28 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。
読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、ページ、款・項・目等を明言され、できるだけ完結をお願いします。
質疑ありませんか。

6 番 1 点お伺いします。この会計でございますが、中身それぞれでございますが、総体で事業で、

税務福祉課長 医療費の見込みが前年度よりも 2,000 万円ほど少ない見積もりで積算した関係で、トータル的には 3,000 万何がしの金額の減額になっているようでございます。

6 番 その医療費の減額を見込んだということで、2,000 何がし見込んでございますが、逆にこの要因というのはどういうことで医療費の減額を見込んだんですか。

税務福祉課長 二十四、五年ぐらいには特に大きな心臓病の医療費であつたりとか、あと第三者行為というようなことで事故等による医療費もあつたんですけれども、そういうふうな見込みが 27 年度には余りないというふうなこともありまして、また、国保の財政も厳しい折から、医療費を高く見積もることによって、その歳入の財源が出てこないというふうなところもありますので、前年並みというふうな形で医療費は見積もったところでございます。

医療費の減収になっている要因といたしましては、そういうふうな大きな大病を患う方がいないこと、または入院の期間が短くなっていること、あとあわせてジェネリックの医薬品というふうな形での利用がふえてきているというふうなところかというふうに分しているところでございます。

6 番 歳入の財源の云々という話ございましたが、歳入について前回の保険料の引き上げ、これは適正だったんでしょうか。逆に言うと上げすぎちゃってその分のあおりと言いますか、そういうことでこれ下げざるを得なくなっているのか、そのあたりをお伺いします。

税務福祉課長 昨年の予算の段階で、予算書に見合うだけの調定に至らなかったというふうなことから、6 月に税率の改正を大きな形でさせていただいたわけですが、やはり医療費の動向によってその財源が適正に使われるかというふうなことがあります。27 年度、このたび補正のほうでも対応させていただきましたけれども、27 年度医療費がかからなかった分については積み立てをしながら次年度のほうの医療費の財源というふうな形で活用したいというふうに思います。適当な税率改正であつたかというふうなことなのですが、私どものほうでは適正規模な改正というふうに捉えております。と申しますのは、2 年に 1 回ぐらいのペースで改正というのはしたほうが財政的というふうなことで医療費の見込みからも適正と言われているんですけども、4 年ぐらいこれをちょっとしなかったために大きな改正率になってしまったというふうなところでも考えても、今回、昨年ですけれども、大きくってしまったことについては、そうせざるを得ない状況であつたというふうに理解しております。

委員長 ほかにありませんか。

6番 じゃあもう1点、別のことで。160ページ、雑入で100万円ほどみてございます。高額医療貸付償還金、この内容について伺います。

税務福祉課長 この高額医療費の貸付金につきましては、医療機関にかかることによって3割の自己負担が発生するわけですが、その自己負担が高額でありますと、低所得の方、その方についてはその3割を用立てできないというふうなところもあります。それに対応するために私どものほうではその3割分の95%を貸し付けをしまして、2カ月後に高額の処理をするときにそれを払って、また戻して歳入のほうで受け入れるというふうな形の内容でございます。

6番 そうしますと、その逆の貸し付けのほうはちょっと探せないんだけど、どこの部分でその部分を、貸し付ける部分の財源を確保しているんですか。

税務福祉課長 ページが178ページで、10款1項6目の貸付金というふうなことで、こちらのほうに100万円、同額で予算を計上しております。

6番 同額で100万円計上してございますが、これは利息とかは何もないんですか。その貸し付けの制度の内容をお伺いします。

委員長 休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 既定の中では国民健康保険高額療養費及び出産費資金貸付規定というふうなものがございまして、そちらの中身といたしましては貸し付けの対象者については出産資金の貸し付けは次に掲げる要件のいずれかを満たす被保険者の属する世帯の世帯主に対して行うというふうなことになっております。

次の第4条では、出産でなく高額療養費については、支給見込み額の100分の95というふうなことになってございます。

貸付金利子、第5条に規定有りますけれども、利子は付さないというふうな内容になってございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 済みません、時間調整にちょっとしゃべらせていただきます。

先ほど、全体で3,000万円ほど減額になった話で、課長の答弁の中で余剰といいますか、それを積み立てて翌年度以降に対応するという話でございましたが、頭から積み立てで云々じゃなくて、適正な保険料の組み立て方といいますか、そのあたりが前提ではないかと思えます。前回どなたか質問の中で、その保険料が上がる際に、光生園の新築に対する補助金ですか、その話、それがあるので上げるんじゃないのという話でございましたが、ちょっとそれに絡めてちょっとご質問しますが、光生園については、26年度1,190万円、27年度で3,270万円、補助金として対応してございますが、全協で説明あったときに、光生園でその事業費の中の借り入れ分、その債務負担行為に対して補助をする、補助といいますか、見合った相当額をやるという話をちょっと伺ったんですが、もう26年、27年済んでいますけれども、債務負担行為という考えは全然なかったんでしょうか。何かそういう話あったような気がするんですが、そのあたりどうでしょうか。

税務福祉課長 光生園の補助金につきましては、建築に対する補助金、あわせて光生園のほうの舟和会が借り入れをする金額に対して債務負担をもって町で補助をするというふうな二段構えの補助金対

応としております。それで、26 年度については 1,700 万何がしの支払いをしております。28 年度につきましては、当初予算に組み込んだ金額に、国・県の補助金が少し上がったものですから、それを踏まえた形で 130 万円ほどの補正をこのたびしていただいたというふうなところでございます。それで、債務負担のほうの予算につきましては、骨格予算というふうなところで、ちょっと置き置きになっているというふうな状態でございます。

委員長 休憩します。

午後 1 時 4 5 分 休憩

午後 1 時 4 5 分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 最初のほうの建築の費用に対する補助金については、26 年度と 27 年度に支出します。債務負担のほうの繰入金に係る分につきましては、28 年度当初予算のほうで考えておったところを今置き置きになっているというふうな状況でございます。

[REDACTED]

委員長 休憩します。

午後 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 5 3 分 再開

委員長 それでは、再開をいたします。

斎藤委員より申し出がございましたのでよろしく願いいたします。

6 番 先ほどご質問しました内容につきましては、28 年度の特別会計の予算上にないことを申し上げましたので、質問から削除をお願いします。

委員長 そのように取り扱ってよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長 それでは、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 23 号 平成 28 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第 24 号 平成 28 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第 24 号 平成 28 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の審査をします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 24 号 平成 28 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
質疑、審査を終結いたします。

議案第 25 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第 25 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み
上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 25 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に
ついて質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

明日は午後 1 時 15 分より再開します。

これにて散会とします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 02 分 散会

平成 28 年 3 月 16 日（水曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第 4 日目）

平成28年予算審査特別委員会第4日目

平成28年3月16日（水）

出席委員（9名）

1 番 伊 藤 欽 一	6 番 斎 藤 好 彦
2 番 小 国 浩 文	7 番 佐 藤 広 幸
3 番 石 山 和 春	8 番 叶 内 富 夫
4 番 佐 藤 勇	9 番 加 藤 憲 彦
5 番 奥 山 謙 三	

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
総 務 課 長 中 山 進	監 査 事 務 局 長 高 橋 明 彦
まちづくり課長 沼 澤 繁 夫	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 矢 作 めぐみ	農 業 委 員 会 事 務 局 長 沼 沢 弘 明
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	教 育 委 員 長 太 田 二三男
地 域 整 備 課 長 伊 藤 幸 一	教 育 長 齊 藤 涉
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 次 長 叶 内 範 夫
総務課財政管財班長 小 野 芳 喜	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 橋 明 彦	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

本日の会議に付した事件

議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午後1時30分 再開

委員長 ただいまの出席委員数は9名です。定足数に達しております。ただいまから4日目の予算審査特別委員会を開きます。

開会に当たり、きのうの資料配付になりましたふるさと納税手数料支払いの件で4番委員のほうか

ら質問があるということですので、よろしくお願いいたします。

4 番 昨日、資料配付していただきありがとうございました。

今特会特別委員会で資料は後で配付しますので、そのときに意見をもらいますという形で、きのう資料配付後、特に委員長から指名なかったので外されたのかなと思いました。きょう、貴重な時間をいただきまして大変ありがとうございます。感謝します。

ふるさと納税の資料はいただきましたけれども、本来私が提示していただきたかった資料はこの範囲の資料ではなく、もう少し中身が見えるような資料の提示の予定でしたけれども、今後そういうような形で、ふるさと納税の取り組みがちゃんとわかるような形で、今後提案でもないか、経過報告をしていただけるようなことを計画していただきたいと思いますけれども、まず質問に入らせていただきます。

ふるさと納税に関しては、ご承知のとおり随分な伸びしろがあるわけです。今山形県のはえぬき、すごく低迷しているわけでございます。要するに知名度が低いという形の中で、しかしながら各市町村ではえぬきを中心にした形の中でふるさと納税にしっかり取り組み、かなりの利用度がありまして、今現在のはえぬきが品薄状況になってきております。そういうところから、一般質問等でもしましたけれども、この返戻品を利用した形の中で地域づくり振興をいうものをどうしていくのかといった場合に、県、農協、市町村一丸となってこういうものに対しての改めてふるさと納税の返戻品、要するにこの制度を利用しながら、改めて町、県をPRしていくと、はえぬきをPRしていく、そういう時期が非常に大事だと思います。議会のほうからも一般質問の中でパッケージをしっかりとつくって、ちゃんと町をPRするべきではないのかという質問がありました。今現在、それを計画していて、1カ月後ぐらいにパッケージができるというような話は聞いております。改めて県のブランドであるはえぬきを改めて振興推進しながら、町をPRしていく考えをもう一度お聞かせ願えますか。

まちづくり課長 それでは、私のほうから資料についてですけれども、中身が見える資料というふうなことでありますが、今私のところで出せるというのがこの資料でありまして、なぜかと申し上げますと、まちづくり公社については100%商工会が出資している株式会社でありまして、町がその株主になっているわけではなくて、役員にもなっているわけではなくて、法的にはそこを町から求めることはちょっと難しいのではないかなというようなことで、今現在町が支払っている委託料等について、手数料についての状況を示したわけです。なお、その辺開示できる範囲で資料をいただきたいというふうなことは、お願いをしてみますけれども、その辺の強制力というか、その辺はちょっと難しいのではないかなというふうなことは感じております。

町長 ふるさと納税にかんしますはえぬきの20キロ入りのパッケージにつきましては、大場惣吉商店のほうで縄文の女神の等身大のものをプリントした新しいパッケージができておりましたので、随時そのパッケージに変わっていくものかというふうに思います。

あと、米の販路拡大といいますか、はえぬきに対する普及PRというふうなことでいきますと、県のほうでは子役の何とかちゃんというのをを使って、その後V6というグループを使ってはえぬきを宣伝しているというふうなことでございました。それにつきましては、県のほうで少しはえぬきのほうにも力を入れてきていただいているのかなというふうに思います。

あわせて、農協さんのほうについては、今後、去年の主要作推奨品種については、ひとめぼれというようなことを言われていたこともございまして、今後ふるさと納税のはえぬきの伸び等を踏まえて、農協さんのほうとも協議をしていく必要はあるかというふうに思います。町のほうについては、今現在、顧客といいますか、ふるさと納税をしていただいている方々にしっかりと今後ともお客さん

といいますか、納税者になっていただけるように、いろいろ担当のほうで努力をしているようでしたので、それらをしっかりとやっていけるように、それではえぬきの販路拡大がますますふえるように努力していきたいというふうに思います。

4 番 確かに舟形町まちづくり公社代表伊藤さんのところに委託業務と、きのう確証を示していただきましたけれども、今完全に任せているような形で、まちづくり課長が申されましたけれども、実際中身の形言え、そこに組織あって、事務はしているものの、中身も本当の形、報告は町の職員がしっかりとした形のなかでやり取りして、道筋をつけているものと私は認識しております。そういう中で質問しているので、それに適切な答えいただければと、私は、いう思いであります。その中で、では、舟形町の場合は、搭載作業、要するに精米からパッケージング、荷造り、トラック積み込みまで全て、事務から全てを町一本で完結型でやっております。この取り組みというのは恐らく県内でも舟形町ぐらいかなというふうな形です。なおさらうち、伸びしろはすばらしいと。このやり方をぜひ継続していけるような形の中で、ただ偏りにならない形をつくっていく必要があるということを言いたいわけなんです。今、舟形町ではつや姫もつかっておりかと思えますけれども、つや姫はつや姫でしっかり県でPRする、やっぱりえぬき1本でこのふるさと納税の返戻品として使用していく、利用していくという形でしっかりと底辺を見据えた形の中でのふるさと納税を利用して、地域振興につなげていくべきではないかというふうな形を言いたいわけでありまして、今後ともそういうふうな形の中でしっかりと取り組む方向性を決めて、示せるものは示して、理解をしていただきながら振興に努めていただきたい、そのような考えであります。ご理解していただけますでしょうか。

委員長 答弁は。（「できればしてもらってもいいです」の声あり）

まちづくり課長 大変失礼しました。まずは一番大事な点については、ポイントの管理というところで、まちづくり公社のほうに任せているところがあります。これは例えば3万円の寄付をいただければ半分の1万5,000円のポイントを付与するわけですから、その1万5,000ポイントについて1年間有効なわけですね。これを寄附者のニーズに応じて3回に分けて商品に発送するというふうな人もおりますので、これは町から預かっているお金と同様ですので、これが適正に管理されているかというふうなことがまずは一番大事な業務であります。ここについては、昨年の議会のほうでも前町長がきちんと監査はいたしますというふうなことを申し上げましたので、秋に監査委員さんのほうからもこのポイント管理について重点的にきちんとやっているかということは確認していただいておりますので、引き続きこの辺もしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

なお、それ以外の決算等資料は、先ほど申し上げたように、開示できるというか、範囲で、その辺はお願いしてみたいというふうに要望はしてみたいと思います。

議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4 番 246 ページ、これは一番上、2項の1目になりますか、水道施設整備事業、今浄水場が整備されて、新年度から、28年度から水道管の改めて新しい事業で水道管の入れかえ事業が計画されているとおもいますが、その計画の状況、現時点でわかる範囲で、今年度どこまで進めていくのか。よろしくをお願いします。

地域整備課長 今回は、小松から沖の原までの土水管で延長 1,690 メートルと、あと沖の原から原田山までの送水管 450 メートルを予定してございます。

4 番 先のほうの 1,690 メートル、今現在本管は上がっている路線といいますか、現状使われている水道管布設されているところを、現状を利用しながら水道管を今度は新設するところ、土水管を改めて布設するところは、小松原田地区の小松区域圃場整備になっている、メイン道路であるそこに布設するというような形で聞いておりますけれども、布設する工事の発注の時期はいつころを計画して、この 1,690 メートルを発注しようとしているのか伺います。

地域整備課長 今、事業申請の概算請求をやっております、確定が多分 4 月か、以降だとは思っているんですが、その決定通知を受けた上で、事前着工にならないように対応していきたいと思っています。

4 番 圃場整備事業についても、27 年度補正予算をつけながら今工事が進捗しておりますけれども、ここ二、三日、近々、28 年度の予算内示ある範囲では、なかなか予算が厳しいんじゃないかというので圃場整備事業のほうは先に進むのがちょこっとおくれるかのような状況がありますけれども、新しく道路を新設したところに改めて水道管を翌年度に入れるということは、非常に地盤は緩んでいて、かなりのしっかりとした仕事をしなければというところが想定されますので、その地域の農業の作業と、もしくは道路の利用の不具合等がないような形の中で計画を進めていくように検討していただければと思います。

地域整備課長 ただいま 4 番委員の言われたことを注意して対応していきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 26 号 平成 28 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番 農業集落排水で重金属の分析ってありますけれども、公共下水道事業でこの重金属の分析っていうのはどこの項目にはいつているんでしょうか。

地域整備課長 公共下水の場合と農集排の場合が違いまして、農集排の場合につきましては、処理場か

ら出ている汚泥をコンポストセンターに運びます。公共下水につきましては汚泥については、産業廃棄物ということで、広域の処理場に運びますので、そういった検査はございません。

委員長 そのほかに。

4 番 今の同じ款・項・目で、今、課長の答弁のとおりに今完全、舟形町では仕分け処理完全にされているんですか。

地域整備課長 集落排水の処理場 5 カ所あるわけですが、その分については全てコンポストセンターのほうに運んでおります。公共下水のほうの施設につきましては、コンポストセンターには使われてございません。

4 番 今、公共下水のやつはコンポストセンターに運ばれていないというふうに答えたんですが、わかりました。

コンポストセンターというのは、堀之内で今やっているコンポスト、そこに運んでいるわけではなくてだと思います。そこでは売り上げ 8 万円しかなくて、舟形町の全部のものを集めて、それで処理できてないかがふしぎであります。1 番議員質問したのは、物質が出てくる分に対しての検査の云々だと確かに思います。今集落も公共も同じような管理で町でしゅりしているわけですが、公共下水の処理がコンポストに行かないから、その検査があるとかないとかって、答えにちぐはぐのような気がします。要するに、山形県市町村の中では、コンポストで処理するところに公共下水の汚泥かすは行ってちゃんと処理されているわけです。だから、重金属云々の処理があるかないかというものの答えに対して、答えがそれでは正しくないんじゃないですか。

地域整備課長 コンポストセンターに運ぶ汚泥につきましては、重金属の検査をいたします。そのほかに、放射能検査というふうなことで年 2 回ほどやってございますけれども、公共下種の汚泥に関する処理につきましては、その企業廃棄物というふうな名のもとに、広域の処理場に運ばれております。多分、広域の処理場のほうでちょっと不確かな答弁でもうしわけございませんが、放射能検査のほうがされているかと思っております。重金属に関する検査についても、ちょっと確認しないとちょっとわかりませんが、町のほうではちょっとやっていないというような状況です。

4 番 その 2 種類の仕分けが、要するに納める場所で検査をするか、町で検査をするかって、そういうふうにやる場所で制約的に決まっているということなわけですね。いずれにしても、どちらから出たものでも、どこかでは必ず検査がされて、適正に処理されているということの認識でよろしいんですか。

地域整備課長 重金属関係の検査についてはちょっとわかりませんが、ちょっと確認しないとわからないところですが、放射能検査につきましては、3. 1 1 以降検査は怠っていないというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきましては一括して討論を求めます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第 22 号 平成 28 年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第 23 号 平成 28 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 24 号 平成 28 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第 25 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 26 号 平成 28 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上 7 議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

委員長 挙手多数です。よって、7 議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変ご苦労さまでした。

以上を持ちまして、一般会計並びに 6 特別会計予算の質疑、審査を終結します。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、平成 28 年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

なお、明日の本会議を午後 2 時より開会いたします。

これにて散会といたします。どうもご苦労さまでした。

午後 2 時 0 0 分 散会